

附属書三―A 品目別原産地規則の注釈

注釈一 一般原則

- 1 この附属書は、第三・二条1(c)に規定する附属書三―Bに定める関連する要件に関する通則を定める。
- 2 この附属書及び附属書三―Bの規定の適用上、産品を第三・二条1(c)の規定に基づく原産品とするための要件は、関税分類の変更、生産工程、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）、最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）又はこの附属書及び附属書三―Bに定める他の要件とする。
- 3 品目別原産地規則における重量とは、材料又は産品の正味重量をいい、包装の重量を含まない。
- 4 この附属書、附属書三―B及び附属書三―Cにおける記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

注釈二 附属書三―Bの構成

- 1 部又は類の注は、適用される場合には、関連する部、類、項又は号の品目別原産地規則に照らして解釈される。

2 附属書三―B表二欄に定める各品目別原産地規則は、同表一欄に掲げる対応する産品について適用する。

3 一の産品は、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象となる場合において、そのいずれかの品目別原産地規則を満たすときは、原産品とする。一の産品は、複数の要件を含む品目別原産地規則の対象となる場合には、当該複数の要件の全てを満たすときにのみ原産品とする。

4 この附属書及び附属書三―Bの規定の適用上、

- (a) 「類」とは、統一システムの関税分類番号の最初の二桁をいう。
- (b) 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。
- (c) 「部」とは、統一システムの部をいう。
- (d) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

5 品目別原産地規則の適用上、次の略号を適用する。(注)

注 関税分類の変更の要件が特定の複数の類、項又は号からの変更について除外を定める場合には、当該類、項又は号の非原産材

料は、単独又は共同で使用することができない。

- (a) 「CC」とは、いずれかの類の非原産材料からの生産（ただし、当該類には、当該非原産材料から生産された産品が該当する類を含まない。）又は当該産品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の類からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の二桁番号の水準における変更（すなわち、類の変更）が行われなければならないことを意味する。
- (b) 「CTH」とは、いずれかの項の非原産材料からの生産（ただし、当該項には、当該非原産材料から生産された産品が該当する項を含まない。）又は当該産品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の項からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更（すなわち、項の変更）が行われなければならないことを意味する。
- (c) 「CTSH」とは、いずれかの号の非原産材料からの生産（ただし、当該号には、当該非原産材料から生産された産品が該当する号を含まない。）又は当該産品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の号からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用された全ての非

原産材料について、統一システムの関税分類の六桁番号の水準における変更（すなわち、号の変更）が行われなければならないことを意味する。

### 注釈三 附属書三―Bの規定の適用

1 原産品としての資格を取得した産品であつて、他の産品の生産において使用されるものに関する第三・二条3の規定については、当該資格を取得した産品が使用される締約国における同一の工場内で当該資格を取得したかどうかを問わず適用する。

2 一の品目別原産地規則が特定の非原産材料を使用することができないと定める場合又は特定の非原産材料の価額若しくは重量が特定の閾値<sup>いき</sup>を超えることができないと定める場合には、これらの要件は、統一システムの他の番号を掲げる品目に分類される非原産材料については、適用しない。

3 一の品目別原産地規則が産品が特定の材料から生産されなければならないことを定める場合には、この要件は、固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない。

4 完全に得られる材料に関し、第三・五条2の規定の適用上、同条6の規定に適合していることを条件として、一の品目別原産地規則が産品が完全に得られる材料から生産されなければならないことを要求する

場合において、欧州連合において完全に得られる材料は、附属書三―Cに特定する統一システムの類及び項に分類される製品の生産において使用されるときは、締約国において完全に得られる材料とみなす。この4の規定の適用上、材料が欧州連合において完全に得られるものであるかどうかを決定するに当たっては、第三・三条の規定を準用する。

注釈四 非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）及び最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）の算定

## 定義

- 1 品目別原産地規則の適用上、
  - (a) 「課税価額」とは、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に従って決定される価額をいう。
  - (b) 「EXW」とは、次のいずれかのものをいう。
    - (i) 最後の作業又は加工を行った製造者に対して支払われた又は支払われるべき製品の工場渡しの前額。ただし、当該価額には、当該製品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全額。

ての費用から当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る内国税を減じた額を含む。

(ii) 支払われた若しくは支払われるべき価額がない場合又は実際に支払われた価額が産品の生産に関連する全ての費用であつて、当該産品の生産において実際に要したものを反映していない場合には、輸出締約国における当該産品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。当該費用は、次のとおりとする。

(A) 販売費、一般管理費及び当該産品に合理的に割り当てることができる利益を含む。

(B) 当該産品を輸送するために要した運賃、保険料及び他の全ての費用並びに当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る輸出締約国の内国税を除く。

(c) 「FOB」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 産品の売手に支払われた又は支払われるべき当該産品の本船渡しの際の価額（輸送の方法を問わない。）。ただし、当該価額には、当該産品の生産及び締約国の輸出港への輸送において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用から当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る内国税を減じた額を含む。

- (ii) 支払われた若しくは支払われるべき価額がない場合又は実際に支払われた価額が製品の生産に関連する全ての費用であつて、当該製品の生産において実際に要したものを反映していない場合には、輸出締約国における当該製品の生産及び当該輸出締約国の輸出港への輸送において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。当該費用は、次のとおりとする。
- (A) 販売費、一般管理費、当該産品に合理的に割り当てることができる利益、運賃及び保険料を含む。
- (B) 当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る輸出締約国の内国税を除く。
- (d) 「M a x N O M」とは、百分率で表示される非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）をいう。
- (e) 「R V C」とは、百分率で表示される産品の最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）をいう。
- (f) 「V N M」とは、製品の生産において使用された非原産材料の価額（輸入の時の当該非原産材料の課税価額）をいい、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港への輸送において要した運賃、適当な場合には保険料、こん包費及び他の全ての費用を含む。当該価額が不明であり、かつ、確認することがで

きない場合には、いずれかの締約国において当該非原産材料に対して支払われた最初に確認することができる価額を用いる。

2 MaxNOM及びRVCの算定については、それぞれ次の数式を適用する。

$$(a) \quad \text{MaxNOM} (\%) = \frac{\text{VNM} - \text{EXW}}{\text{FOB} - \text{VNM}} \times 100$$
$$(b) \quad \text{RVC} (\%) = \frac{\text{FOB}}{\text{FOB} - \text{VNM}} \times 100$$

注釈五 附属書三―B第五部から第七部までに規定する工程の定義

品目別原産地規則の適用上、

- (a) 「生物工学的工程」とは、次のものをいう。
- (i) 微生物（細菌、ウイルス（ファージを含む。）等）又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養（細胞培養を含む。）、交配又は遺伝子の改変

- (ii) 細胞構造若しくは細胞間構造の生成、単離若しくは精製（例えば、単離された遺伝子、遺伝子断片及びプラスミド）又は発酵
- (b) 「粒径の変更」とは、製品の粒径の意図的かつ制御された改変（破碎又は圧縮のみによるものを除く。）であつて、当該変更の結果として生ずる製品の用途に係る特定の粒径、粒径分布又は表面積を有し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品を生ずるものをいう。
- (c) 「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的なものを含む。）をいう。ただし、この定義の適用上、次の工程は、化学反応とはみなさない。
  - (i) 水その他の溶媒への溶解
  - (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
  - (iii) 結晶水の追加又は除去
- (d) 「蒸留」とは、次のものをいう。
  - (i) 常圧蒸留（蒸留塔において石油を石油留分に分離する工程であつて、沸点に応じて異なる石油留分

に分離液化するもの)。石油の蒸留により生産される製品には、液化石油ガス、ナフサ、ガソリン、灯油、ディーゼル油又は暖房油、軽質の軽油及び潤滑油を含めることができる。

(ii) 減圧蒸留（常圧よりも低い気圧で行われる蒸留（分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。））。減圧蒸留は、軽質から重質までの減圧軽油及び残渣油<sup>さ</sup>を生産するため、沸点が高く、かつ、熱に反応しやすい材料（石油に含まれる重質留分等）の蒸留に使用される。

(e) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの異性体の単離又は分離をいう。

(f) 「混合及び調合」とは、専ら所定の仕様と合致させるための材料の意図的かつ比例して制御された混合又は調合（分散を含み、希釈剤の添加を除く。）であって、その結果として、製品の用途に関係し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品の生産が行われるものをいう。

(g) 「標準物質の生産」（標準溶液の生産を含む。）とは、分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であって、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されるものの生産をいう。

(h) 「精製」とは、存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程をいう。

注釈六 附属書三―B第十一部において使用する用語の定義

品目別原産地規則の適用上、

- (a) 「人造繊維の短繊維」とは、第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の合成繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維のトウ、短繊維又はくずをいう。
- (b) 「天然繊維」とは、合成繊維並びに再生繊維及び半合成繊維以外の繊維をいう。天然繊維（そのくずを含む。）の使用は、紡績を行う前の段階に限るものとし、別段の定めがある場合を除くほか、カード、コームその他の加工をした繊維であつて紡績をしていないものを含む。
- 「天然繊維」には、第〇五・一一項の馬毛、第五〇・〇二項及び第五〇・〇三項の絹、第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の羊毛の繊維及び織獣毛又は粗獣毛、第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の綿の繊維並びに第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項のその他の植物性繊維を含む。
- (c) 「なせん」とは、スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術を用いて、紡織用繊維の基材に対して客観的に評価される機能（色、デザイン、技術的性能等）を恒久的性質として与える技術をいう。
- (d) 「なせん（独立の作業）」とは、スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術を少なくとも二の

準備又は仕上げの工程（精練、漂白、マーセライズ加工、ヒートセット、起毛、カレンダー仕上げ、防縮加工、永久加工、デカタイジング（蒸じゅう）、染み込ませ、補修、シャリング（剪毛<sup>せん</sup>）、毛焼き、エアー・タンブラー加工、乾燥幅出し機による加工、縮じゅう、蒸気による収縮加工、ウェットデカタイジング（煮じゅう）等）と組み合わせて用いて、紡織用繊維の基材に対して客観的に評価される機能（色、デザイン、技術的性能等）を恒久的性質として与える技術をいう。ただし、生産において使用された全ての非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。

注釈七 二以上の基本的な紡織用繊維を含む産品について適用される許容限度

1 この注釈の適用上、基本的な紡織用繊維とは、次のものをいう。

- (a) 絹
- (b) 羊毛
- (c) 粗獣毛
- (d) 繊獣毛

- (e) 馬毛
- (f) 綿
- (g) 製紙用原料及び紙
- (h) 亜麻
- (i) 大麻
- (j) ジュートその他の紡織用<sup>じん</sup>靱皮纖維
- (k) サイザルその他のアゲーブ属の紡織用纖維
- (l) ココヤシ、アバカ、ラミーその他の植物性紡織用纖維
- (m) 人造纖維の長纖維（合成纖維のものに限る。）
- (n) 人造纖維の長纖維（再生纖維又は半合成纖維のものに限る。）
- (o) 導電性の長纖維
- (p) ポリプロピレンの人造纖維の短纖維（合成纖維のものに限る。）
- (q) ポリエステルの人造纖維の短纖維（合成纖維のものに限る。）

- (r) ポリアミドの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (s) ポリアクリロニトリルの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (t) ポリイミドの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (u) ポリテトラフルオロエチレンの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (v) ポリフェニレン硫化物の人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (w) ポリ塩化ビニルの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (x) その他の人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (y) ビスコスレーヨンの人造繊維の短繊維（再生繊維又は半合成繊維のものに限る。）
- (z) その他の人造繊維の短繊維（再生繊維又は半合成繊維のものに限る。）
- (aa) ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）
- (bb) ポリエステルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）

- (cc) アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムのはく(アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。)から成るストリップであつて、幅が五ミリメートル以下のものうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルム間に挟まれたものを組み込んだ第五六・〇五項(金属を交えた糸)の産品
- (dd) 第五六・〇五項のその他の産品
- (ee) ガラス繊維
- (ff) 金属繊維
- 2 産品の生産において使用される非原産である基本的な紡織用繊維については、附属書三―Bにおいてこの注釈に言及する場合には、同附属書表二欄に定める要件は、許容限度として、適用しない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件とする。
- (a) 産品が二以上の基本的な紡織用繊維を含むこと。
- (b) 非原産である基本的な紡織用繊維の総重量が生産において使用される全ての基本的な紡織用繊維の重量の十パーセントを超えないこと。

例えば、第五一・〇七項の羊毛製の毛糸、第五五・〇九項の合成繊維の短繊維の糸及び基本的な紡織用繊維以外の材料を含む第五一・一二項の羊毛製の毛織物については、附属書三―B表二欄に定める要件を満たさない非原産である羊毛製の毛糸若しくは合成繊維の短繊維の糸又はこれらの組合せを、これらの総重量が全ての基本的な紡織用繊維の重量の十パーセントを超えないことを条件として、使用することができ

る。

3 2(b)の規定にかかわらず、「ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）」を含む製品については、許容限度の最大限の割合は、二十パーセントとする。ただし、その他の非原産である基本的な紡織用繊維は、十パーセントを超えてはならない。

4 2(b)の規定にかかわらず、「アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムのはく（アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。）から成るストリップであって、幅が五ミリメートル以下のものうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間挟まれたもの」を含む製品については、許容限度の最大限の割合は、三十パーセントとする。ただし、その他の非原産であ

る基本的な紡織用繊維は、十パーセントを超えてはならない。

- 5 第五一・〇六項から第五一・一〇項まで及び第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品については、非原産である人造繊維を天然繊維の紡績の工程において使用することができる。ただし、当該人造繊維の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないことを条件とする。

注釈八 特定の紡織用繊維を用いた産品に適用される他の許容限度

- 1 紡織用繊維を用いた産品の製造に当たり、附属書三―Bにおいてこの注釈に言及する場合には、同附属書表二欄に定める要件を満たさない非原産である紡織用繊維（裏地及び芯地を除く。）を使用することができる。ただし、当該非原産である紡織用繊維が当該産品が該当する項以外の項に分類されること及び当該非原産である紡織用繊維の価額の総額が当該産品のEXW又はFOBの八パーセントを超えないことを条件とする。

- 2 第六一類から第六三類までの各類に分類される産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品について適用される附属書三―B表二欄に定める品目別原産地規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品についての品目別原産地規則に

定める生産工程の要件又は関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

3 附属書三―B表二欄に定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）から成る場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第五〇類から第六三類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する。

附属書三―B 品目別原産地規則

一欄	二欄
<p>二千十七年に改正された 統一システムに基づく分類 (特定の品名の記載を含む。)</p>	<p>品目別原産地規則</p>

第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

第一類 動物（生きているものに限る。）

<p>〇一・〇一―〇一・〇六</p>	<p>第一類の全ての動物が締約国において完全に得られるものであること。</p>
--------------------	---

第二類 肉及び食用のくず肉

<p>〇二・〇一―〇二・〇一</p>	<p>生産において使用される第一類及び第二類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。</p>
--------------------	---

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

<p>大西洋くろまぐろ（トウヌス・テイヌス）</p>	<p>全ての大西洋くろまぐろ（トウヌス・テイヌス）が締約国において完全に得られるものであること又は 大西洋くろまぐろ（トウヌス・テイヌス）が、締約国において少なくとも三箇月間、養殖場のいけすで給餌され、及び肥育され、若しくは飼養されることを条件とする生産であること。肥育又は飼養の期間は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）のくろまぐろ電子漁獲証明書（eBCD）に記録されたいけすに放養した日及び収獲した日に基づいて確定する。</p>
<p>その他の産品</p>	<p>全ての魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物が締約国において完全に得られるものであること。</p>

第四類 酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

<p>○四・〇一―〇四・一〇</p>	<p>生産において使用される第四類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。</p>
--------------------	--

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・〇一―〇五・一一	C T H
-------------	-------

第二部 植物性生産品

第六類 生きてゐる樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び裝飾用の葉

○六・〇一―〇六・〇四	生産において使用される第六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
-------------	---

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

○七・〇一―〇七・一四	生産において使用される第七類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
-------------	---

第八類 食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

○八・〇一―〇八・一四	生産において使用される第八類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
-------------	---

第九類。

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

〇九・〇一	C T S H又は 配合
〇九〇二・一〇一〇九〇二・二二〇	生産において使用される第〇九〇二・一〇号及び第〇九〇二・二〇号の全ての材料が締 約国において完全に得られるものであること。
〇九〇二・三〇一〇九〇三・〇〇	C T S H又は 配合
〇九・〇四一〇九・一〇	C T S H又は 配合、破碎若しくは粉碎

第一〇類 穀物

一〇・〇一一一〇・〇八	生産において使用される第一〇類の全ての材料が締約国において完全に得られるもので あること。
-------------	--

第一二類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・〇一	CC
一一・〇二―一一・〇三	生産において使用される第一〇類、第二一類、第〇七・〇一項、第〇七・一三項、第〇七・一四項、第二三・〇三項及び第〇七・一〇・一〇号の全ての材料並びに第〇七・一一・九〇号の乾燥ばれいしよが締約国において完全に得られるものであること。
一一・〇四	CC
一一・〇五―一一・〇九	生産において使用される第一〇類、第二一類、第〇七・〇一項、第〇七・一三項、第〇七・一四項、第二三・〇三項及び第〇七・一〇・一〇号の全ての材料並びに第〇七・一一・九〇号の乾燥ばれいしよが締約国において完全に得られるものであること。

第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一一・〇一	CTH
一一・〇二―一一・一四	CTH (第二一・〇一項の材料からの変更を除く。)

第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

--	--

一三〇二・二〇一・二〇一・三〇二・二〇一・一九	CTH
一三〇二・二〇〇	CTSH (ただし、非原産であるペクチン質は、使用することができる。)
一三〇二・三一一	CTH
一三〇二・三一二	CTSH (ただし、ローカストビーンから得た非原産である粘質物及びシツクナーは、使用することができる。)
一三〇二・三一九	CTH

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・〇一一・四・〇四	生産において使用される第一四類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
-------------	--

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一一・一五・〇六	CTH
一五・〇七	生産において使用される第一二・〇一項及び第一五・〇七項の全ての材料が締約国にお

		一五・〇八	C T H	いて完全に得られるものであること。
		一五・〇九―一五・一〇		生産において使用される全ての植物性材料が締約国において完全に得られるものであること。
		一五・一一―一五・一三	C T H	
	一五・一四			
	菜種油及びその分別物			生産において使用される第一二・〇五項及び第一五・一四項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
	からし油及びその分別物		C T H	
	一五・一五			
	米油及びその分別物			生産において使用される第一〇・〇六項及び第一五・一五項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
	その他の産品		C T H	
	一五一六・一〇―一五二七・一〇		C T H	
	一五一七・九〇			

混合植物性油（更に加工されたものを除く。）	CC
その他の産品	CTH
一五・一八一―一五・二二	CTH

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

一六・〇一	生産において使用される第二類、第三類、第一六類及び第一〇・〇六項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一六〇二・一〇―一六〇二・三二	CC
一六〇二・三二	CC（第二類の材料からの変更を除く。） MAXNOM六十パーセント（EXW）又は RVC四十五パーセント（FOB）
一六〇二・三九	CC
一六〇二・四一―一六〇二・五〇	CC（第二類の材料からの変更を除く。） MAXNOM六十パーセント（EXW）又は RVC四十五パーセント（FOB）

一六〇二・九〇	CC
一六・〇三	生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一六・〇四―一六・〇五	生産において使用される第二類、第三類、第一六類及び第一〇・〇六項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

第一七類 糖類及び砂糖菓子

一七・〇一	CTH
一七・〇二	CTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第〇四・〇四項の非原産材料の重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇三項の非原産材料の総重量が製品の重量の二十パーセントを超えないこと。
一七・〇三―一七・〇四	CTH

第一八類 ココア及びその調製品

一八・〇一―一八・〇五	C T H
一八・〇六	C T H。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が製品の重量の三十パーセントを超えないこと。

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

一九〇一・一〇	C C (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)
乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品	C C
その他の産品	C C
一九〇一・二〇	C C (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)。た
バター脂の含有量が乾燥状態におい	C C (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)。た

<p>て全重量の二十五パーセントを超える る産品で、小売用でないものうち、 米粉の含有量が乾燥状態において 全重量の三十パーセントを超える もの</p>	<p>だし、非原産である第一一〇二・九〇号の米粉であつて、生産において使用されるもの の価額が産品のEXWの三十五パーセント又はFOBの三十パーセントを超えないことを条 件とする。</p>
<p>バター脂の含有量が乾燥状態におい て全重量の二十五パーセントを超え る産品で、小売用でないものうち、 米粉の含有量が乾燥状態におい て全重量の三十パーセントを超えな いもの</p>	<p>CC（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>米粉の含有量が乾燥状態において全 重量の三十パーセントを超える産 品。ただし、バター脂の含有量が乾 燥状態において全重量の二十五パー セントを超える産品で、小売用でな いものを除く。</p>	<p>CC。ただし、非原産である第一一〇二・九〇号の米粉であつて、生産において使用さ れるものの価額が産品のEXWの三十五パーセント又はFOBの三十パーセントを超えな いことを条件とする。</p>
<p>その他の産品</p>	<p>CC</p>
<p>一九〇一・九〇</p> <p>乳固形分の含有量が乾燥状態におい て全重量の十パーセントを超える産 品で、米粉の含有量が乾燥状態にお</p>	<p>CC（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。た だし、非原産である第一一〇二・九〇号の米粉であつて、生産において使用されるもの の価額が産品のEXWの三十五パーセント又はFOBの三十パーセントを超えないことを条</p>

<p>いて全重量の三十パーセントを超えるもの</p>	<p>件とする。</p>
<p>乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品で、米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えないもの</p>	<p>CC（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える産品で、乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えないもの</p>	<p>CC。ただし、非原産である第一一〇二・九〇号の米粉であつて、生産において使用されるものの価額が産品のEXWの三十五パーセント又はFOBの三十パーセントを超えないことを条件とする。</p>
<p>その他の産品</p>	<p>CC</p>
<p>一九・〇二</p>	<p>CC</p>
<p>一九・〇三</p>	<p>CC。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないことを条件とする。</p>
<p>一九・〇四</p>	<p>CC</p>
<p>一九・〇五</p>	<p>CTH</p>

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二〇・〇一	CC
二〇・〇二―二〇・〇三	生産において使用される第七類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
二〇・〇四―二〇・〇八	CTH。ただし、生産において使用されるささげ属又はいんげんまめ属の豆、えんどう(ピスム・サティヴム)、パイナップル、オレンジ、ばれいしょ及びアスパラガスが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。
二〇・〇九	CTH。ただし、生産において使用されるパイナップル、オレンジ、トマト、りんご及びぶどうが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。

第二二類 各種の調製食料品

二二〇一・一一―二二〇一・二二〇	CC
二二〇一・三〇	
麦茶	CC(第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。)

その他の産品	CC
二一〇二・一〇一・二二〇三・一〇	CTH
二一〇三・二〇	CC（第〇七・〇二項及び第二〇・〇二項の材料からの変更を除く。）
二一〇三・三〇	CTSH。ただし、非原産であるマスタードの粉は、使用することができる。
二一〇三・九〇	CTSH
二一・〇四	CTH
二一・〇五	CTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が製品の重量の二十パーセントを超えないこと。
二一・〇六	CTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第一二・二・九九号のこんにやくの材料が締約国において完全に得られるものであること。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇一項の非原産材料の重量が製品の重量の三十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇三項の非原産材料の重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。

	<p>生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。          生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が製品の重量の三十パーセントを超えないこと。</p>
--	--

第二二類 飲料、アルコール及び食酢

<p>二二・〇一</p>	<p>CTH</p>
<p>二二・〇二</p>	<p>CTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。          生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。          生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が製品の重量の四十パーセントを超えないこと。</p>
<p>二二・〇三―二二・〇八</p>	<p>CTH（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。          生産において使用される第〇八〇六・一〇号、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・六九号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。          生産において使用される第四類の非原産材料の重量が製品の重量の四十パーセントを超えないこと。          生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が製品の重量の四十パーセントを超えないこと。</p>
<p>二二・〇九</p>	<p>CTH（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生</p>

産において使用される第一〇・〇六項、第〇八〇六・一〇号、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・六九号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであることを条件とする。

第二三類 食品工業において生ずる残留物及びびくず並びに調製飼料

二三・〇一	CTH	
二三・〇二―二三・〇三	CTH。ただし、生産において使用される第一〇類の非原産材料の重量が製品の重量の二十パーセントを超えないことを条件とする。	
二三・〇四―二三・〇八	CTH	
二三・〇九・一〇	CTH	
二三・〇九・九〇	CTH (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額が製品のEXWの三十五パーセント又はFOBの三十パーセントを超えないことを条件とする。	
飼料用に供する種類の調製品で乳固	CTH (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号	

<p>形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものうち、ペットフード以外の調製品で米の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるものではないもの</p>	<p>の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）</p>
<p>ペットフード以外の調製品で米の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるものうち、飼料用に供する種類の調製品で乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものではないもの</p>	<p>CTH。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の価額が製品のEXWの三十五パーセント又はFOBの三十パーセントを超えないことを条件とする。</p>
<p>その他の産品</p>	<p>CTH</p>

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

<p>二四・〇一</p>	<p>CC</p>
<p>二四〇二・一〇</p>	<p>CTH。ただし、生産において使用される第二四類の非原産材料の重量が製品の重量の三十パーセントを超えないことを条件とする。</p>
<p>二四〇二・二〇一 二四〇三・九九</p>	<p>CTH、</p>

第五部 鉱物性生産品

部注 この部における加工についての各規則に関する定義については、附属書二―A注釈五を参照すること。

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

二五・〇一	C T H
二五・〇二―二五・三〇	C T H、 M a x N O M 七十パーセント (E X W) 又は R V C 三十五パーセント (F O B)

第二六類 鉱石、スラグ及び灰

二六・〇一―二六・二一	C T H
-------------	-------

	M a x N O M 三十五パーセント (E X W) 又は R V C 七十パーセント (F O B)
--	--

第二七類 鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう

<p>二七・〇一―二七・〇九</p>	<p>C T H、          化学反応若しくは混合及び調合が行われること、          M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は          R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>二七・一〇</p>	<p>C T H (第三八二四・九九号及び第三八二六・〇〇号のバイオディーゼルからの変更を除く。) 又は          蒸留若しくは化学反応が行われること (ただし、生産において使用される第二七・一〇項、第三八二四・九九号及び第三八二六・〇〇号のバイオディーゼル (水素化植物油を含む。) がエステル化、エステル交換反応又は水素化処理によって得られるものであることを条件とする。)</p>
<p>二七・一一</p>	<p>C T S H 又は          化学反応が行われること。</p>
<p>二七・一二―二七・一五</p>	<p>C T H、          化学反応若しくは混合及び調合が行われること、          M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は          R V C 五十五パーセント (F O B)</p>

第六部 化学工業 (類似の工業を含む。) の生産品

部注 この部における加工についての各規則に関する定義については、附属書三―A注釈五を参照すること。

第二八類 無機化学产品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

<p>二八・〇一―二八・五三</p>	<p>C T S H、          化学反応、精製、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、          M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は          R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
--------------------	---

第二九類 有機化学用品

<p>二九〇一・一〇―二九〇五・四二</p>	<p>C T S H、          化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、          M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は          R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>二九〇五・四三―二九〇五・四四</p>	<p>C T H (第一七・〇二項及び第三八二四・六〇号の材料からの変更を除く。)</p>
<p>二九〇五・四五</p>	<p>C T H (ただし、第二九〇五・四五号の非原産材料は、その総額が製品のE X Wの二十パーセント又はF O Bの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができ。)、</p>

	<p>Max NOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)</p>
<p>二九〇五・四九―二九〇五・五九</p>	<p>CTSH、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 Max NOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)</p>
<p>二九〇六・一一</p>	<p>CTSH</p>
<p>二九〇六・一二―二九一八・一三</p>	<p>CTSH、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 Max NOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)</p>
<p>二九一八・一四―二九一八・一五</p>	<p>CTSH</p>
<p>二九一八・一六―二九二二・四一</p>	<p>CTSH、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 Max NOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)</p>
<p>二九二二・四二</p>	<p>CTSH</p>

<p>二九二二・四三―二九二三・一〇</p>	<p>C T S H、  化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、  M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>二九二三・二〇</p>	<p>C T S H、  M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>二九二三・三〇―二九二四・二四</p>	<p>C T S H、  化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、  M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>二九二四・二五―二九二四・二九</p>	<p>C T S H、  M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>二九二五・一一―二九三八・一〇</p>	<p>C T S H、  化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、  M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>二九三八・九〇</p>	<p>C T S H、</p>

	<p>MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)</p>
<p>二九・三九</p>	<p>CTSH、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)</p>
<p>二九・四〇</p>	<p>CTSH</p>
<p>二九・四一―二九・四二</p>	<p>CTSH、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)</p>

第三〇類 医療用品

<p>三〇・〇一―三〇・〇六</p>	<p>CTSH、 化学反応、精製、混合及び調合、標準物質の生産、粒径の変更、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)</p>
--------------------	--

第三二類 肥料

<p>三一・〇一―三一・〇四</p>	<p>C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>三一・〇五</p> <p>硝酸ナトリウム カルシウムシアナミド 硫酸カリウム 硫酸マグネシウムカリウム</p>	<p>C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>その他の産品</p>	<p>C T H 及び M a x N O M 五十パーセント (E X W) 若しくは C T H 及び R V C 五十五パーセント (F O B) (ただし、第三一・〇五項の非原産材料は、その総額が製品の E X W の二十パーセント又は F O B の十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。)、 M a x N O M 四十パーセント (E X W) 又は R V C 六十五パーセント (F O B)</p>

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイン

ト、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

<p>三二一・〇一―三二一・〇五</p>	<p>CTSH、 化学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)</p>
<p>三二〇六・一一―三二〇六・一九</p>	<p>CTH(ただし、第三二・〇六項の非原産材料は、その総額が製品のEXWの二十パーセント又はFOBの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。)、 MaxNOM四十パーセント(EXW)又は RVC六十五パーセント(FOB)</p>
<p>三二〇六・二〇―三二二五・九〇</p>	<p>CTSH、 化学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)</p>

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

<p>三三〇一・一一―三三〇二・一〇</p>	<p>CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は</p>
------------------------	--------------------------------------

	RVC五十五パーセント(FOB)
三三〇二・九〇一三三三〇三・〇〇	CTSH、 化学反応、精製、混合及び調合、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
三三・〇四	CTSH、 化学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
三三・〇五一三三三・〇七	CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)

第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプasterをもととした歯科用の調製品

三四・〇一―三四・〇七	<p>C T S H、          化学反応、精製、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、          M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は          R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
-------------	---

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、<sup>こう</sup>膠着剤及び酵素

三五・〇一	C T H
三五〇二・一一―三五〇二・一九	C T H (第〇四・〇七項及び第〇四・〇八項の材料からの変更を除く。)
三五〇二・二〇―三五〇四・〇〇	C T H
三五・〇五	C C (第一一・〇八項の材料からの変更を除く。)
三五・〇六―三五・〇七	<p>C T S H、          化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われるこ          と、          M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は          R V C 五十五パーセント (F O B)</p>

第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

<p>三六・〇一一三六・〇六</p>	<p>C T S H、 化学反応、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
--------------------	---

第三七類 写真用又は映画用の材料

<p>三七・〇一一三七・〇七</p>	<p>C T S H、 化学反応、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
--------------------	---

第三八類 各種の化学工業生産品

<p>三八・〇一一三八・〇八</p>	<p>C T S H、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>三八〇九・一〇</p>	<p>C T H (第一一・〇八項及び第三五・〇五項の材料からの変更を除く。)</p>

三八〇九・九一―三八二二・〇〇	C T S H、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
三八・二三	C T S H
三八二四・一〇―三八二四・五〇	C T S H、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
三八二四・六〇	C T H (第一七・〇二項、第二九〇五・四三号及び第二九〇五・四四号の材料からの変更を除く。)
三八二四・七一―三八二四・九一	C T S H、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
三八二四・九九	
バイオディーゼル	生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によってバイオディーゼルの得られること。

<p>その他の産品</p>	<p>CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)</p>
<p>三八・二五</p>	<p>CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)</p>
<p>三八・二六</p>	<p>生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によってバイオディーゼルの得られること。</p>

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

部注 この部における加工についての各規則に関する定義については、附属書二―A注釈五を参照すること。

第三九類 プラスチック及びその製品

<p>三九・〇一―三九・〇三</p>	<p>CTSH、</p>
--------------------	--------------

	<p>化学反応が行われること、  M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>三九・〇四―三九・〇六</p>	<p>C T S H、  化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、  M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>三九・〇七―三九・〇八</p>	<p>C T H、  M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>三九・〇九―三九・一〇</p>	<p>C T S H、  化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、  M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>三九・一一</p>	<p>C T S H、  化学反応が行われること、  M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>三九・一二―三九・一五</p>	<p>C T S H、  化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、  M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  R V C 五十五パーセント (F O B)</p>

三九・一六一三九・二六	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第四〇類 ゴム及びその製品

四〇・〇一四〇・一一	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
四〇二二・一一四〇二二・一九	C T S H、 中古のタイヤの更生、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
四〇二二・二〇一四〇一七・〇〇	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・〇三	CC
四一〇四・一一―四一〇四・一九	CTH
四一〇四・四一―四一〇四・四九	CTSH（第四一〇四・四一号から第四一〇四・四九号までの各号の材料からの変更を除く。）
四一〇五・一〇	CTH
四一〇五・三〇	CTSH
四一〇六・二一	CTH
四一〇六・二二	CTSH
四一〇六・三一	CTH
四一〇六・三二	CTSH
四一〇六・四〇	
湿润状態の産品	CTH
乾燥状態の産品	CTH又は

		湿潤状態の非原産材料からの生産
四一〇六・九一	CTH	
四一〇六・九二	CTSH	
四一〇七・四一・一三	CTH。ただし、第四一〇四・四一號、第四一〇四・四九號、第四一〇五・三〇號、第四一〇六・二二號、第四一〇六・三二號及び第四一〇六・九二號の非原産材料は、なめし、又はクラストにした乾燥状態の皮について再なめしが行われることを条件として、使用することができる。	
四一・一四一四一・一五	CTH	

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

四二・〇一―四二・〇六	CC、 CTH及びMaxNOM四十五パーセント（EXW）又は CTH及びRVC六十パーセント（FOB）
-------------	---

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一	CC
-------	----

<p>四三・〇一―四三・〇四</p>	<p>C T H</p>
--------------------	--------------

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

<p>四四・〇一―四四・二一</p>	<p>C T H、 M a x N O M 五 十 百 分 之 五 十 ( E X W ) 又 是 R V C 五 十 五 百 分 之 五 十 ( F O B )</p>
--------------------	---

第四五類 コルク及びその製品

<p>四五・〇一―四五・〇四</p>	<p>C T H、 M a x N O M 五 十 百 分 之 五 十 ( E X W ) 又 是 R V C 五 十 五 百 分 之 五 十 ( F O B )</p>
--------------------	---

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物

第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製

四六〇一・二二―四六〇一・二三	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
四六〇一・二九	C C (第一四類の材料からの変更を除く。)
四六〇一・九二―四六〇一・九三	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
四六〇一・九四	C C (第一四類の材料からの変更を除く。)
四六〇一・九九―四六〇二・一二	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
四六〇二・一九	C C (第一四類の材料からの変更を除く。)
四六〇二・九〇	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

品

第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七・〇一―四七・〇七

C T H、  
M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  
R V C 五十五パーセント (F O B)

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八・〇一―四八・二三

C T H、  
M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  
R V C 五十五パーセント (F O B)

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一―四九・一一

C T H、  
M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  
R V C 五十五パーセント (F O B)

第一一部 紡織用繊維及びその製品

部注 紡織用繊維から製造した特定の製品について使用される用語の定義及び適用される許容限

度については、附属書三―A注釈六から注釈八までを参照すること。

第五〇類 絹及び絹織物

五〇・〇一	CTH
五〇・〇二	CTH (第五〇・〇一項の材料からの変更を除く。)
五〇・〇三	絹のくずのカード又はコームが行われること。
その他の産品	CTH
五〇・〇四―五〇・〇五	天然繊維の紡績、 人造繊維の長繊維の押出しと紡績との組合せ、 人造繊維の長繊維の押出しとねん糸との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
五〇・〇六	天然繊維の紡績、
絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸	天然繊維の紡績、

	<p>人造纖維の長纖維の押出しと紡績との組合せ、 人造纖維の長纖維の押出しとねん糸との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ</p>
<p>天然てぐす</p>	<p>CTH</p>
<p>五〇・〇七</p>	<p>天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織との組合せ、 人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織との組合せ、 ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、 製織と染色との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）</p>

第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

<p>五一・〇一―五一・〇五</p>	<p>CTH</p>
<p>五一・〇六一―五一・一〇</p>	<p>天然纖維の紡績、 人造纖維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ</p>
<p>五一・一一―五一・一三</p>	<p>天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織との組合せ、 人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織との組合せ、 製織と染色との組合せ、</p>

第五二類 綿及び綿織物

	<p>糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）</p>
--	---

<p>五二・〇一―五二・〇三</p>	<p>C T H</p>
<p>五二・〇四―五二・〇七</p>	<p>天然繊維の紡績、 人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ</p>
<p>五二・〇八―五二・一二</p>	<p>天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）</p>

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

<p>五三・〇一―五三・〇五</p>	<p>C T H</p>
--------------------	--------------

<p>五三・〇六一五三・〇八</p>	<p>天然繊維の紡績、 人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ</p>
<p>五三・〇九一五三・一一</p>	<p>天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）</p>

第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

<p>五四・〇一一五四・〇六</p>	<p>天然繊維の紡績、 人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ</p>
<p>五四・〇七一五四・〇八</p>	<p>天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）</p>

第五五類 人造纖維の短纖維及びその織物

<p>五五・〇一―五五・〇七</p>	<p>人造纖維の押出し</p>
<p>五五・〇八―五五・一一</p>	<p>天然纖維の紡績、 人造纖維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ</p>
<p>五五・一二―五五・一六</p>	<p>天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織との組合せ、 人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織との組合せ、 ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）</p>

第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

<p>五六・〇一</p>	<p>天然纖維の紡績、 人造纖維の押出しと紡績との組合せ、</p>
--------------	---------------------------------------

	<p>フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ又は          塗布、フロック加工、積層若しくはメタライジングと少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）</p>
<p>五六・〇二          ニードルルームフェルト</p>	<p>人造繊維の押出しと布の形成との組合せ又は          不織布の形成（天然繊維から製造したフェルトの場合に限る。）。          ただし、人造繊維の押出しと布の形成との組合せについては、次のいずれかの種類の単一の長繊維又は短繊維が九デシテックス未満であり、かつ、当該長繊維又は短繊維の総額が製品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件として、当該長繊維又は短繊維を使用することができる。          第五四・〇二項の非原産であるポリプロピレンの長繊維          第五五・〇三項又は第五五・〇六項の非原産であるポリプロピレンの短繊維          第五五・〇一項の非原産であるポリプロピレンの長繊維のトウ</p>
<p>その他の産品</p>	<p>人造繊維の押出しと布の形成との組合せ又は          不織布の形成（天然繊維から製造したその他のフェルトの場合に限る。）</p>
<p>五六〇三・一一―五六〇三・一四</p>	<p>次のいずれかのものからの生産であつて、いずれの場合にも接着によつて不織布となるもの          一方又は無作為にそろえた長繊維          天然又は人造の物質又は重合体</p>
<p>五六〇三・九一―五六〇三・九四</p>	<p>次のいずれかのものからの生産であつて、いずれの場合にも接着によつて不織布となる</p>

	もの 一方向又は無作為にそろえた短繊維 天然又は人造の細片にした糸
五六〇四・一〇	ゴム糸又はゴムひも（紡織用繊維で被覆していないものに限る。）からの生産
五六〇四・九〇	天然繊維の紡績、 人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
五六・〇五	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績、 人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
五六・〇六	人造繊維の押出しと紡績との組合せ、 ねん糸とジンプングとの組合せ、 天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績又は フロック加工と染色との組合せ
五六・〇七―五六・〇九	天然繊維の紡績又は 人造繊維の押出しと紡績との組合せ

第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

類注 この類の産品について、ジュート織物は、裏張りとして使用することができる。

<p>五七・〇一―五七・〇五</p>	<p>天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織若しくはタフテイングとの組合せ、人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織若しくはタフテイングとの組合せ、コイヤの糸、サイザルの糸、ジュートの糸若しくは伝統的なリング紡績によるビスコースレーヨンの糸からの生産、タフテイングと染色若しくはなせんとの組合せ、フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ又は人造繊維の押出しとニードルパンチを含む不織布に係る技術との組合せ</p>
--------------------	---

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

<p>五八・〇一―五八・〇四</p>	<p>天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織若しくはタフテイングとの組合せ、人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織若しくはタフテイングとの組合せ、製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、タフテイングと染色若しくはなせんとの組合せ、フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、糸の染色と製織との組合せ、製織となせんとの組合せ又はなせん（独立の作業）</p>
<p>五八・〇五</p>	<p>CTH</p>
<p>五八・〇六―五八・〇九</p>	<p>天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織若しくはタフテイングとの組合せ、人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織若しくはタフテイングとの組合せ、製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、</p>

	<p>タフテイングと染色若しくはなせんとの組合せ、フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、糸の染色と製織との組合せ、製織となせんとの組合せ又はなせん（独立の作業）</p>
<p>五八・一〇</p>	<p>ししゅうに使用するいずれかの項（產品の項を除く。）の非原産材料の価額が当該產品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないこと。</p>
<p>五八・一一</p>	<p>天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織若しくはタフテイングとの組合せ、人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織若しくはタフテイングとの組合せ、製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、タフテイングと染色若しくはなせんとの組合せ、フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、糸の染色と製織との組合せ、製織となせんとの組合せ又はなせん（独立の作業）</p>
<p>第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品</p>	
<p>五九・〇一</p>	<p>製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ又はフロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ</p>
<p>五九・〇二</p>	

<p>紡織用繊維の含有量が全重量の九十パーセント以下の産品</p>	<p>製織、メリヤス編み又は不織布の形成</p>
<p>その他の産品</p>	<p>人造繊維の押出しと製織、メリヤス編み又は不織布の形成との組合せ</p>
<p>五九・〇三</p>	<p>製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染み込ませ、塗布、被覆、積層若しくはメタライジングとの組合せ、 製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成となせんとの組合せ又はなせん（独立の作業）</p>
<p>五九・〇四</p>	<p>製織、メリヤス編み又は不織布の形成と染色、塗布、積層又はメタライジングとの組合せ</p>
<p>五九・〇五</p> <p>ゴム、プラスチックその他の材料を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した産品</p>	<p>製織、メリヤス編み又は不織布の形成と染み込ませ、塗布、被覆、積層又はメタライジングとの組合せ</p>
<p>その他の産品</p>	<p>天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 製織となせんとの組合せ又はなせん（独立の作業）</p>
<p>五九・〇六</p>	

<p>メリヤス編物又はクロセ編物</p>	<p>天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、  人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、  メリヤス編み若しくはクロセ編みとゴム加工との組合せ又は  ゴム加工と少なくとも他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、  防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非  原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えな  いことを条件とする。）</p>
<p>合成繊維の長繊維の糸から製造した  その他の織物であつて、紡織用繊維  の含有量が全重量の九十パーセント  を超えるもの</p>	<p>人造繊維の押出しと製織との組合せ</p>
<p>その他の産品</p>	<p>製織、メリヤス編み若しくは不織布に係る工程と染色、塗布若しくはゴム加工との組合  せ、  糸の染色と製織、メリヤス編み若しくは不織布に係る工程との組合せ又は  ゴム加工と少なくとも他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、  防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非  原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えな  いことを条件とする。）</p>
<p>五九・〇七</p>	<p>製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、なせん、塗布、染み込ませ若しくは  被覆との組合せ、  フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ又は  なせん（独立の作業）</p>

<p>五九・〇八</p>	<p>白熱ガスマントル用の管状のメリヤス編物又はクロセ編物からの生産</p>
<p>白熱ガスマントル（染み込ませてあるものに限る。）</p>	<p>白熱ガスマントル用の管状のメリヤス編物又はクロセ編物からの生産</p>
<p>その他の産品</p>	<p>C T H</p>
<p>五九・〇九―五九・一一</p>	<p>天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成との組合せ、          人造繊維の押出しと製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成との組合せ、          製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、塗布若しくは積層との組合せ又は          塗布、フロック加工、積層若しくはメタライジングと少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品の EXW の五十パーセント又は FOB の四十五パーセントを超えないことを条件とする。）</p>

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

<p>六〇・〇一―六〇・〇六</p>	<p>天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、          人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、          メリヤス編み若しくはクロセ編みと染色、フロック加工、塗布、積層若しくはなせんと          の組合せ、          フロック加工と染色若しくはなせんととの組合せ、</p>
--------------------	---

糸の染色とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ又はねん糸若しくはテクスチャード加工とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ（ただし、非原産であるよつていない又はテクスチャード加工してない糸であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

六一・〇一―六一・一七

裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られる産品

メリヤス編み若しくはクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）

その他の産品

天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、  
 人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、  
 一の工程においてメリヤス編みを行い、製品にすること又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

<p>六二・〇一</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額 が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件と する。）。</p>
<p>六二・〇二</p> <p>ししゅうした産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物で あつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOB の四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額 が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件と する。）。</p>
<p>その他の産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額 が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件と する。）。</p>
<p>六二・〇三</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は</p>

	<p>製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>
<p>六二・〇四</p> <p>ししゅうした産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>
<p>その他の産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>
<p>六二・〇五</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>
<p>六二・〇六</p>	

<p>ししゅうした産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>
<p>その他の産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>
<p>六二・〇七―六二・〇八</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>
<p>ししゅうした産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は</p>

	<p>製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>
<p>その他の製品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>
<p>六二・一〇</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 塗布若しくは積層と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ（ただし、非原産である塗布していない又は積層していない織物であって、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>
<p>その他の製品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>

<p>六二・一一</p>	<p>女子用の衣類のうちししゅうした産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>
<p>その他の産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>	
<p>六二・一二</p> <p>裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られるメリヤス編物又はクロセ編物</p>	<p>メリヤス編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>	
<p>その他の産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額</p>	

	<p>が製品のE X Wの五十パーセント又はF O Bの四十五パーセントを超えないことを条件とする。)</p>
<p>六二・一三一六二・一四</p> <p>ししゅうした産品</p>	<p>製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ、ししゅうしていない織物からの生産(ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のE X Wの五十パーセント又はF O Bの四十五パーセントを超えないことを条件とする。)、なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)</p> <p>又は</p> <p>製品にすること(布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のE X Wの五十パーセント又はF O Bの四十五パーセントを超えないことを条件とする。)</p>
<p>その他の産品</p>	<p>製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ、なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)</p> <p>又は</p> <p>製品にすること(布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のE X Wの五十パーセント又はF O Bの四十五パーセントを超えないことを条件とする。)</p>
<p>六二・一五</p>	<p>製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ、なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)</p> <p>又は</p> <p>製品にすること(布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のE X Wの五十パーセント又はF O Bの四十五パーセントを超えないことを条件とする。)</p>
<p>六二・一六</p>	

<p>アルミニウム蒸着ポリエステルのは 具 くで被覆した織物による耐火性の装</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 塗布若しくは積層と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ（ただし、非原産 である塗布していない又は積層していない織物であつて、生産において使用されるもの 価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条 件とする。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額 が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件と する。）。</p>
<p>その他の産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額 が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件と する。）。</p>
<p>六二・一七  ししゅうした産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物で あつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOB の四十五パーセントを超えないことを条件とする。）、 なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額 が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件と する。）。</p>

<p>アルミニウム蒸着ポリエステルのはくで被覆した織物による耐火性の装具</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 塗布若しくは積層と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ（ただし、非原産である塗布していない又は積層していない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>
<p>取り外した襟及び袖口用の芯地</p>	<p>CTH。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。</p>
<p>その他の製品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は 製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。</p>

第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

<p>六三・〇一―六三・〇四</p>	
<p>フェルトの産品及び不織布の産品</p>	<p>不織布の形成と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ</p>
<p>その他の産品 ししゅうした産品</p>	<p>製織、メリヤス編み若しくはクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組</p>

	<p>合せ又は ししゅうしていない織物（メリヤス編物及びクロセ編物を除く。）からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）</p>
<p>その他の産品</p>	<p>製織、メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ</p>
<p>六三・〇五</p>	<p>人造繊維の押出し又は天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織又はメリヤス編みを行い、製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ</p>
<p>六三・〇六</p>	
<p>不織布の産品</p>	<p>不織布の形成と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ</p>
<p>その他の産品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ</p>
<p>六三・〇七</p>	<p>MaxNOM四十パーセント（EXW）又は RVC六十五パーセント（FOB）</p>
<p>六三・〇八</p>	<p>セットに含まれるそれぞれの品目は、当該品目が当該セットに含まれない場合において当該品目に適用されることとなる規則に定める要件を満たさなければならぬ。ただし、非原産である製品は、その総額が当該セットのEXW又はFOBの十五パーセントを超えないことを条件として、組み込むことができる。</p>
<p>六三・〇九―六三・一〇</p>	<p>CTH</p>

第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一―六四・〇六

CC、  
CTH（第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の材料からの変更及び第六四・〇六・九〇号のうちの組立てであって中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。）及び  
Max NOM 五十パーセント（EXW）又は  
CTH（第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の材料からの変更及び第六四・〇六・九〇号のうちの組立てであって中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。）及び  
RVC 五十五パーセント（FOB）

第六五類 帽子及びその部分品

六五・〇一―六五・〇七

CTH

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六・〇一―六六・〇三

CTH、  
Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は  
RVC 五十五パーセント (FOB)

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七・〇一―六七・〇四

CTH

第一三部 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第六八類 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一―六八・一五

CTH、  
Max NOM 七十パーセント (EXW) 又は  
RVC 三十五パーセント (FOB)

第六九類 陶磁製品

六九・〇一―六九・一四	CTH
-------------	-----

第七〇類 ガラス及びその製品

七〇・〇一―七〇・〇五	CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
七〇・〇六	CTH又は 第七〇・〇六項の塗布していない平面基板ガラスからの生産
塗布した平面基板ガラス	CTH又は 第七〇・〇六項の塗布していない平面基板ガラスからの生産
その他の産品	CTH(第七〇・〇二項から第七〇・〇五項までの各項の材料からの変更を除く。)
七〇・〇七(注)―七〇・〇九 注 第七〇〇七・一一号及び第七〇〇七・二二号の産品については、 付録三―B―1も参照すること。	CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
七〇・一〇	
ガラス、ガラス器具及びガラス製の 容器	CTH。ただし、第七〇・一〇項の非原産材料は、その総額が産品のEXW又はFOB の十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。

その他の産品	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
七〇・一一	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
七〇・一三	CTH。ただし、第七〇・一三項の非原産材料は、その総額が産品の EXW 又は FOB の十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。
七〇・一四―七〇・一七	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
七〇一八・一〇	CTH
七〇一八・二〇	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
七〇一八・九〇	CTH
七〇・一九―七〇・二〇	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

七二・〇一	CC	
七二・〇二―七二・〇四	CTSH	
七二・〇五	CTH	
七二・〇六		
加工していない製品	CTH（第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の材料からの変更を除く。）、第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属の電解分離、熱分離若しくは化学分離又は第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属間における若しくは当該貴金属と卑金属との間における融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製	
一次製品又は粉状の産品	加工していない貴金属からの生産	

<p>七一・〇七</p> <p>貴金属を貼った金属（二次製品のものに限る。）</p> <p>その他の産品</p>	<p>貴金属を貼った金属（加工していないものに限る。）からの生産</p>
<p>七一・〇八</p> <p>加工していない産品</p>	<p>C T H（第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の材料からの変更を除く。）、 第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属の電解分離、熱分離若しくは化学分離又は 第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属間における若しくは当該貴金属と卑金属との間における融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製</p>
<p>七一・〇九</p> <p>一次製品又は粉状の産品</p>	<p>加工していない貴金属からの生産</p>
<p>七一・一〇</p> <p>その他の産品</p>	<p>C T H</p> <p>貴金属を貼った金属（加工していないものに限る。）からの生産</p>

加工していない産品	C T H (第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の材料からの変更を除く。)、 第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属の電解分離、熱分離若しくは化学分離又は 第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属間における若しくは当該貴金属と卑金属との間における融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製
一次製品又は粉状の産品	加工していない貴金属からの生産
七二・一一 貴金属を貼った金属（一次製品のものに限る。）	貴金属を貼った金属（加工していないものに限る。）からの生産
その他の産品	C T H
七二・一二	C T H
七二・一三―七二・一七	C T H (第七一・一三項から第七一・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
七二・一八	C T H

第一五部 卑金属及びその製品

第七二類 鉄鋼

七二・〇一―七二・〇六	C T H
七二・〇七	C T H (第七二・〇六項の材料からの変更を除く。)
七二・〇八―七二・一七	C T H (第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)
七二・一八・一〇	C T H
七二・一八・九一―七二・一八・九九	C T H (第七二・〇六項の材料からの変更を除く。)
七二・一九―七二・二三	C T H (第七二・一九項から第七二・二三項までの各項の材料からの変更を除く。)
七二・二四・一〇	C T H
七二・二四・九〇	C T H (第七二・〇六項の材料からの変更を除く。)
七二・二五―七二・二九	C T H (第七二・二五項から第七二・二九項までの各項の材料からの変更を除く。)

第七三類 鉄鋼製品

七三〇一・一〇	CC (第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)
七三〇一・二〇	CTH
七三・〇二	CC (第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)
七三・〇三	CTH
七三・〇四―七三・〇六	CC (第七二・一三項から第七二・一七項まで、第七二・二二項から第七二・二三項まで及び第七二・二五項から第七二・二九項までの各項の材料からの変更を除く。)
七三・〇七	CTH (第七二・〇七項の鍛造したブランクからの変更を除く。)。ただし、同項の非原産である鍛造したブランクは、その価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。
その他の産品	CTH
七三・〇八	CTH (第七三〇一・二〇号の材料からの変更を除く。)、 MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)
七三〇九・〇〇―七三一五・一九	CTH
七三一五・二〇	CTH、 MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は

七三二五・八一七三一九・九〇	CTH	RVC五十五パーセント(FOB)
七三二〇・一〇	CTH、 MAXNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)	
七三二〇・二〇一七三二六・九〇	CTH	

第七四類 銅及びその製品

七四・〇一七四・〇二	CTH	
七四・〇三	CTSH	
七四・〇四一七四・一九	CTH	

第七五類 ニッケル及びその製品

七五・〇一七五・〇四	CTSH	
七五・〇五一七五・〇八	CTH	

第七六類 アルミニウム及びその製品

七六・〇一	CTSH
七六・〇二―七六・〇六	CTH及びMaxNOM五十パーセント(EXW)又は CTH及びRVC五十五パーセント(FOB)
七六・〇七	CTH(第七六・〇六項の材料からの変更を除く。)
七六〇八・一〇―七六一六・九一	CTH及びMaxNOM五十パーセント(EXW)又は CTH及びRVC五十五パーセント(FOB)
七六一六・九九	CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)

第七八類 鉛及びその製品

七八〇一・一〇	CTSH
七八〇一・九一―七八〇一・九九	CTH(第七八・〇二項の材料からの変更を除く。)

七八・〇二一七八・〇四	C T H
七八・〇六	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

第七九類 亜鉛及びその製品

七九・〇一七九・〇七	C T H
------------	-------

第八〇類 すず及びその製品

八〇・〇一八〇・〇七	C T H
------------	-------

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一・〇一八一・一三	C T S H 又は 全ての項の非原産材料からの精製、製錬若しくは熱による金属形成による生産
------------	---

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

<p>八二〇一・一〇一八二〇五・七〇</p>	<p>CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)</p>
<p>八二〇五・九〇</p>	<p>CTH。ただし、第八二・〇五項の非原産である工具は、その総額がセットのEXW又はFOBの十五パーセントを超えないことを条件として、当該セットに組み込むことができる。</p>
<p>八二・〇六</p>	<p>CTH(第八二・〇二項から第八二・〇五項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、これらの項の非原産である工具は、その総額がセットのEXW又はFOBの十五パーセントを超えないことを条件として、当該セットに組み込むことができる。</p>
<p>八二・〇七―八二・一五</p>	<p>CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)</p>

第八三類 各種の卑金属製品

<p>八三・〇一―八三・一一</p>	<p>CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)</p>
--------------------	---

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

<p>八四・〇一―八四・〇六</p>	<p>C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十パーセント (F O B)</p>
<p>八四・〇七―八四・〇八 (注) 注 第八四・〇七項及び第八四・〇八項の産品については、付録三―B―1も参照すること。</p>	<p>M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十パーセント (F O B)</p>
<p>八四・〇九―八四・一一</p>	<p>C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十パーセント (F O B)</p>
<p>八四・一二</p>	<p>C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十パーセント (F O B)</p>
<p>八四・一三</p>	<p>C T H、</p>

	<p>Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は  RVC 五十五パーセント (FOB)</p>
<p>八四・二四一八四・一五</p>	<p>CTH、  Max NOM 五十五パーセント (EXW) 又は  RVC 五十パーセント (FOB)</p>
<p>八四・一六一八四・二四</p>	<p>CTH、  Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は  RVC 五十五パーセント (FOB)</p>
<p>八四・二五一八四・三〇</p>	<p>CTH (第八四・三一項の材料からの変更を除く)、  Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は  RVC 五十五パーセント (FOB)</p>
<p>八四・三一八四・四三</p>	<p>CTH、  Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は  RVC 五十五パーセント (FOB)</p>
<p>八四・四四一八四・四七</p>	<p>CTH (第八四・四八項の材料からの変更を除く)、  Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は  RVC 五十五パーセント (FOB)</p>
<p>八四・四八一八四・六八</p>	<p>CTH、  Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は  RVC 五十五パーセント (FOB)</p>

<p>八四・七〇一八四・七二</p>	<p>C T H (第八四・七三項の材料からの変更を除く) 、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>八四・七三一八四・八七</p>	<p>C T H 、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

<p>八五・〇一</p>	<p>C T H (第八五・〇三項の材料からの変更を除く) 、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>八五・〇二一八五・一八</p>	<p>C T H 、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>八五・一九一八五・二一</p>	<p>C T H (第八五・二二項の材料からの変更を除く) 、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>八五・二二一八五・二七</p>	<p>C T H 、</p>

八五・二八	Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
八五・二九―八五・三四	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
八五・三五―八五・三七	CTH (第八五・三八項の材料からの変更を除く)、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
八五・三八―八五・三九	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
八五四〇・一一―八五四〇・一二	CTSH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
八五四〇・二〇―八五四〇・九九	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)

<p>八五四一・一〇―八五四一・六〇</p>	<p>C T S H、 生産において使用される非原産材料について、 拡散が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>八五四一・九〇</p>	<p>C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>八五四二・三一―八五四二・三九</p>	<p>C T S H、 生産において使用される非原産材料について、 拡散が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>八五四二・九〇―八五四三・九〇</p>	<p>C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>八五四四・一一―八五四四・六〇</p>	<p>C T H (第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項及び第七六・一四項の材料 からの変更を除く。)、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>八五四四・七〇</p>	<p>C T H (第七〇・〇二項及び第九〇・〇一項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>

八五・四五―八五・四八

C T H、  
M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  
R V C 五十五パーセント (F O B)

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一―八六・〇九

C T H（第八六・〇七項の材料からの変更を除く。）、  
M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  
R V C 五十五パーセント (F O B)

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七・〇一（注）

注 第八七・〇一項の産品については、付録三―B―1も参照すること。

M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  
R V C 五十五パーセント (F O B)

八七・〇二―八七・〇五（注）

M a x N O M 四十五パーセント (E X W) 又は

<p>注 第八七・〇二項から第八七・〇五項までの各項の産品については、付録三―B―1も参照すること。</p>	<p>RVC 六十パーセント (FOB)</p>
<p>八七・〇六 (注) 注 第八七・〇六項の産品については、付録三―B―1も参照すること。</p>	<p>Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)</p>
<p>八七・〇七 (注) 注 第八七・〇七項の産品については、付録三―B―1も参照すること。</p>	<p>Max NOM 四十五パーセント (EXW) 又は RVC 六十パーセント (FOB)</p>
<p>八七・〇八 (注)―八七・一一 注 第八七・〇八項の産品については、付録三―B―1も参照すること。</p>	<p>CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)</p>
<p>八七・一二</p>	<p>Max NOM 四十五パーセント (EXW) 又は RVC 六十パーセント (FOB)</p>
<p>八七・一三―八七・一六</p>	<p>CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)</p>

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一八八・〇五

C T H、  
M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  
R V C 五十五パーセント (F O B)

第八九類 船舶及び浮き構造物

八九・〇一八九・〇八

C T H (第八九・〇六項の船体からの変更を除く。)、  
M a x N O M 四十パーセント (E X W) 又は  
R V C 六十五パーセント (F O B)

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽  
器並びにこれらの部分品及び附属品

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこ  
れらの部分品及び附属品

<p>九〇〇一・一〇一九〇〇一・四〇</p>	<p>C T H、 M a x N O M 五十五パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>九〇〇一・五〇</p>	<p>C T H、 生産において次のいずれかの工程が行われること、 屈折補正用度数を有する完成品である眼科用のレンズ（眼鏡に取り付けるためのもの）とするための半製品であるレンズの研磨加工 視野を改善し、及び着用者の保護を確保するための適切な処理を通じたレンズのコーティング M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>九〇〇一・九〇一九〇〇三三・〇〇</p>	<p>C T H（第九六・二〇項の材料からの変更を除く。） M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>

第九一類 時計及びその部分品

<p>九一〇一・一一一九一一三・二〇</p>	<p>C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)</p>
<p>九一一三・九〇</p>	<p>C T H</p>

九一・一四

C T H、  
M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  
R V C 五十五パーセント (F O B)

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一―九二・〇九

M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  
R V C 五十五パーセント (F O B)

第九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇七

M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は  
R V C 五十五パーセント (F O B)

第二〇部 雑品

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇一―九四〇一・八〇	C T H、 M a x N O M 五 十 百 分 之 一 ( E X W ) 又 是 R V C 五 十 五 百 分 之 一 ( F O B )
九四〇一・九〇	C C
九四・〇二―九四・〇六	C T H、 M a x N O M 五 十 百 分 之 一 ( E X W ) 又 是 R V C 五 十 五 百 分 之 一 ( F O B )

第九五類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五・〇三―九五・〇五	C T H、 M a x N O M 五 十 百 分 之 一 ( E X W ) 又 是 R V C 五 十 五 百 分 之 一 ( F O B )
九五・〇六	
ゴルフクラブ及びその部分品	C T H。ただし、ゴルフクラブヘッドの製造用の非原産である粗く成形したブロックは、使用することができる。

その他の産品	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
九五・〇七―九五・〇八	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

第九六類 雑品

九六・〇一	C C
九六・〇二―九六・〇四	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
九六・〇五	セットに含まれるそれぞれの品目は、当該品目が当該セットに含まれない場合において当該品目に適用されることとなる規則に定める要件を満たさなければならぬ。ただし、非原産である製品は、その総額が当該セットの E X W 又は F O B の十五パーセントを超えないことを条件として、組み込むことができる。
九六・〇六―九六・二〇	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

第二一部 美術品、収集品及びこつとう

第九七類 美術品、収集品及びこつとう

九七・〇一―九七・〇六

CTH

付録三―B―1 特定の車両及び車両の部品に関する規定

第一節 供給者による宣誓

日本国における供給者は、第八四・〇七項、第八四・〇八項及び第八七・〇一項から第八七・〇八項までの各項の製品の日本国における生産者に対し当該製品の原産品としての資格を決定するために必要な情報を提供する場合には、供給者による宣誓によることができる。

第二節 車両及び車両の部品についての品目別原産地規則に関する暫定的な閾値<sup>いき</sup>

1 この節の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の一月三十一日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の二月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

2 第八七・〇三項の車両について、各締約国は、次の規則を適用する。

MaxNOM五十五パーセント (EX)	一年目から二年目の末日まで	MaxNOM五十パーセント (EXW)	三年目から五年目の末日まで	MaxNOM四十五パーセント (EX)	六年目の初日から
---------------------	---------------	---------------------	---------------	---------------------	----------

W) 又は RVC五十パーセント (FOB)	又は RVC五十五パーセント (FOB)	W) 又は RVC六十パーセント (FOB)
---------------------------	-------------------------	---------------------------

3 (a) から (d) までの表に定める暫定的な<sup>い</sup>閾値は、一方の締約国から他方の締約国に直接輸出される産品について適用するものとし、輸出締約国において完成品である車両に材料として組み込まれた産品については、適用しない。

(a) 第八四・〇七項及び第八四・〇八項の車両の部品について、各締約国は、次の規則を適用する。

一年目から二年目の末日まで	三年目の初日から
MaxNOM六十パーセント (EXW) 又は RVC四十五パーセント (FOB)	MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)

(b) 第八七・〇六項の車両の部品について、各締約国は、次の規則を適用する。

一年目から四年目の末日まで	五年目の初日から
MaxNOM五十五パーセント (EXW) 又は RVC五十パーセント (FOB)	MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)

(c) 第八七・〇七項の車両の部品について、各締約国は、次の規則を適用する。

一年目から四年目の末日まで	五年目の初日から
MAXNOM五十五パーセント (EXW) 又は RVC五十パーセント (FOB)	MAXNOM四十五パーセント (EXW) 又は RVC六十パーセント (FOB)

(d) 第八七・〇八項の車両の部品について、各締約国は、次の規則を適用する。

一年目から二年目の末日まで	三年目の初日から
CTH、 MAXNOM六十パーセント (EXW) 又は RVC四十五パーセント (FOB)	CTH、 MAXNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)

4 1 から3までの規定にかかわらず、この協定が二千二十一年一月一日後のいずれかの日に効力を生ずる場合には、両締約国は、この協定が二千二十一年一月一日に効力を生じたものとして当該いずれかの日か

らこの節の規定を適用する。

第三節 特定の部品に関連する生産工程が行われた特定の自動車についての品目別原産地規則の適用

1 第八七〇三・二一号から第八七〇三・九〇号までの各号の自動車に適用される附属書三―B表二欄に定める品目別原産地規則の要件を満たすに当たり、当該自動車の生産において使用される次の表(i)欄に掲げる材料であつて、次のいずれかの要件を満たすものについては、締約国の原産材料とみなす。

- (a) 当該材料に適用される附属書三―B表二欄に定める品目別原産地規則の要件を満たすこと。
- (b) 次の表(ii)欄に定める生産工程（当該材料に関連するもの）が当該締約国において行われること。

表

(i) 欄	(ii) 欄
<p>二千十七年に改正された統一システムに基づく分類 （特定の品名の記載を含む。）（注） 注 この(i)欄において材料についての特定の品名の記載を含む場合に</p>	<p>関連する生産工程</p>

<p>は、(ii)欄に定める関連する生産工程は、当該材料についてのみ適用する。</p>	
<p>七〇〇七・一一</p>	<p>非原産材料の焼戻し。ただし、第七〇・〇七項の非原産材料を使用しないことを条件とする。</p>
<p>七〇〇七・二一</p>	<p>非原産材料の焼戻し又は積層。ただし、第七〇・〇七項の非原産材料を使用しないことを条件とする。</p>
<p>八七〇七・一〇        第八七〇三・一二号から第八七〇三・九〇号までの各号の自動車用の鉄鋼製ホワイトボディ(注)        注 この節の規定の適用上、「ホワイトボディ」とは、金属部品が溶接された塗装前の車体を行い、フレーム及び車体部品の組立てを含み、次のものの枠組構造の中の組立てを除く。        エンジン        シヤシの部分組立品及びトリム(ガラス、腰掛け、椅子張り用品、電子部品等)        可動部品(ドア、トランク、ボンネット及びフェンダー)</p>	<p>第七二・〇七項、第七二・一八項及び第七二・二四項の非原産である鉄鋼製の半製品の産品からの生産(注)        注 関連する生産工程の基準を適用するため、        (a) 次に掲げるホワイトボディの部品は、当該ホワイトボディの一部を構成する場合には、鉄鋼製のものでなければならぬ。        A.ピラー、B.ピラー及びC.ピラー又はこれらに相当する部品        サイドメンバー又はこれに相当する部品        クロスメンバー又はこれに相当する部品        フロアサイドレール又はこれに相当する部品        サイドパネル又はこれに相当する部品        ルーフサイドレール又はこれに相当する部品        ダッシュボードサポート又はこれに相当する部品        ルーフサポート又はこれに相当する部品        リアウオール又はこれに相当する部品        ファイアウオール又はこれに相当する部品        バンパービーム又はこれに相当する部品</p>

	<p>(b) フロアパン又はこれに相当する部品 部品又は部品の組合せは、その名称にかかわらず、(a)に掲げる部品と同一の機能を果たす場合には、同様に鉄鋼製のものでなければならぬ。</p>
<p>八七〇八・一〇 バンパー（その部分品を除く。）</p>	<p>生産において使用される全ての非原産であるポリマー製品及びフラットロール製品が製造され、又はプレス加工されること。</p>
<p>八七〇八・二九 車体用プレス部品（その部分品を除く。） 扉組立て（その部分品を除く。）</p>	<p>全ての非原産材料が鋳造され、又はプレス加工されること。 ドアスキン又はインソールパネルを製造するために使用される全ての非原産材料が鋳造され、又はプレス加工されること。 生産において使用される全ての非原産であるドアの部品が組み立てられること。ただし、第八七・〇八項の非原産材料は、使用してはならない。</p>
<p>八七〇八・五〇 駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。） 非駆動軸（その部分品を除く。）</p>	<p>ドライブシャフト及びディファレンシャルギヤが非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第八七・〇八項の非原産材料は、使用してはならない。 非駆動軸が非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第八七・〇八項の非原産材料は、使用してはならない。</p>

2 1の規定の適用は、第三章第A節及び附属書二―Aの規定の適用を妨げるものではない。

#### 第四節 前節の規定の実施についての見直し及び協議

1 両締約国は、この協定の効力発生の日から七年を経過した後、利用可能な情報に基づいていずれかの締約国による要請があった場合には、前節の規定の実施についての見直しを共同で行う。

2 一方の締約国は、1に規定する見直しの開始の後、他方の締約国との協議を要請することができる。ただし、次のいずれかについての証拠（事実に基づくものであり、単に申立て、推測又は希薄な可能性に基づくものでないもの）があることを条件とする。

(a) 要請を受けた締約国から要請を行った締約国への第八七〇三・二一号から第八七〇三・九〇号までの各号の製品の輸入が、前節の規定の適用により、絶対量において又は国内生産量に比較しての相対量において著しく増加したこと。

(b) この協定の効力発生の後、調達態様の変更があったこと（当該変更が要請を行った締約国における直接に競合する製品の国内生産者に対して競争上の悪影響を与えた場合に限る。）。

3 両締約国は、事実が正確であることを立証し、及び前節の規定の実施に関連する適当な措置を特定することを目的として、協議する。当該措置は、同節の規定の適用を拡大するものとしてはならない。

4 締約国は、両締約国間でこの節の規定の適用に関する意見の相違がある場合には、第二十二章の規定による紛争解決を利用することができる。

附属書三―C 第三・五条に規定する産品

第三・五条2及び4に規定する産品については、次の統一システムの類又は項に分類される産品に限る。

- (a) 第二類から第四類までの各類
- (b) 第〇六・〇四項
- (c) 第七類及び第八類
- (d) 第〇九・〇一項から第〇九・〇四項まで及び第〇九・〇七項から第〇九・一〇項までの各項
- (e) 第一〇・〇一項から第一〇・〇三項まで及び第一〇・〇五項から第一〇・〇八項までの各項
- (f) 第一一・〇二項、第一一・〇三項及び第一一・〇五項から第一一・〇九項までの各項
- (g) 第一二・〇二項、第一二・〇八項及び第一二・一〇項から第一二・一四項までの各項
- (h) 第一三類及び第一四類
- (i) 第一五・〇一項、第一五・〇三項から第一五・〇八項まで及び第一五・一一項から第一五・一二項までの各項

での各項

- (j) 第一六・〇一項及び第一六・〇三項から第一六・〇五項までの各項
- (k) 第一七・〇一項から第一七・〇三項までの各項
- (l) 第一八・〇三項、第一八・〇五項及び第一八・〇六項
- (m) 第一九・〇三項
- (n) 第二〇類
- (o) 第二一・〇二項から第二一・〇六項までの各項
- (p) 第二二類
- (q) 第二三・〇一項
- (r) 第二四・〇二項及び第二四・〇三項
- (s) 第二五類から第四三類までの各類
- (t) 第四四・〇三項から第四四・〇五項まで及び第四四・〇七項から第四四・二二項までの各項
- (u) 第四五類から第四九類までの各類
- (v) 第五〇・〇一項及び第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項

- (w) 第五一・〇四項から第五一・一三項までの各項
- (x) 第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項
- (y) 第五三・〇三項から第五三・一一項までの各項
- (z) 第五四類から第九七類までの各類

附属書三―D 第三・五条に規定する情報

第三・五条7に規定する情報については、次の事項に限る。

(a) 供給される産品及び当該産品の生産において使用された非原産材料の品名及び統一システムの関税分類番号

(b) 価額方式が附属書三―Bの規定に従って適用される場合には、供給される産品及び当該産品の生産において使用された非原産材料の単位数量当たりの価額及び総額

(c) 特定の生産工程が附属書三―Bの規定に従って要求される場合には、使用された非原産材料に対して行われた生産工程の説明

(d) (a)から(c)までに規定する情報の要素が正確かつ完全なものであることについての供給者による申告、当該申告が提出された日付並びに当該供給者の氏名又は名称及び住所（活字体によるもの）

附属書三―E 原産地に関する申告文

原産地に関する申告は、次に掲げる申告文のうちいずれかの言語によるものを用いて、及び輸出締約国の法令に従って作成するものとする。当該原産地に関する申告が手書きである場合には、インキにより活字体で記すものとする。当該原産地に関する申告については、それぞれの注に従って作成する。注は、再度記載する必要はない。

日本語による申告文

(期間) ..... から ..... まで (注1)

この文書の対象となる製品の輸出者 (輸出者参照番号) ..... (注2) は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地 ..... (注3) が特恵に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準 (注4))

(場所及び日付 (注5))

(輸出者の氏名又は名称 (活字体によるもの) )

(英語による申告文は省略)

注1 原産地に関する申告が第三・十七条5(b)に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間を記載する。当該期間は、十二箇月を超えてはならない。当該原産品の全ての輸入は、記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

注2 輸出者が特定される参照番号を記載する。英国の輸出者については、当該参照番号は、英国の法令に従って割り当てられる番号とする。日本国の輸出者については、当該参照番号は、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

注3 産品の原産地 (英国又は日本国) を記載する。

注4 場合に依りて、次の一又は二以上の記号を記載する。

第三・二条1(a)に規定する産品については、「A」

第三・二条 1 (b) に規定する製品については、「B」

第三・二条 1 (c) に規定する製品については、「C」 (当該製品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付する。)

関税分類の変更の基準については、「1」

非原産材料の最大限の割合 (価額に基づくもの) 又は最小限の域内原産割合 (価額に基づくもの) の基準については、「2」

特定の生産工程の基準については、「3」

付録三―B―1 第三節の規定の適用がある場合については、「4」

第三・五条に規定する累積を適用する場合には、「D」

第三・六条に規定する許容限度を適用する場合には、「E」

注5 場所及び日付は、これらの情報が文書自体に含まれる場合には、省略することができる。

## 附属書六 食品添加物

両締約国は、第六章の規定を達成するため、食品添加物の申請及び承認手続に関する透明性及び予見可能性の重要性を認識し、並びに次の事項を再確認し、及び約束する。

1 両締約国は、食品添加物についての関連する指針が公式ウェブサイトにおいて無料で入手可能であることを認識しつつ、当該指針を英語により入手可能なものとすることを奨励される。一方の締約国の要請があった場合において、可能なときは、他方の締約国は、個別の指針を英語に翻訳することを検討する。

2 各締約国による情報の要求は、食品添加物の承認のために必要なものに限られる。

3 各締約国は、食品添加物、酵素、加工助剤又は栄養素に関し、これらの承認のための関連する国際的な基準及び指針（その範囲、定義及び原則を含む。）並びに国際機関による危険性の評価を考慮する。

4 一方の締約国は、他方の締約国が標準処理期間に従って承認手続を行うことを正当に期待することができ、これを確認する。各締約国は、次のことを約束する。

(a) 食品添加物の承認が不当に遅延することなく行われ、完了すること。

(b) 食品添加物の承認のための各手続の標準処理期間が公表されること。

5 両締約国は、食品添加物に関するそれぞれの承認手続に重大な変更が行われた場合には、第六・十一條に定める手続を適用する。

6 この附属書のいかなる規定も、両締約国が第六章の規定の趣旨に従ってそれぞれの承認手続の設定、維持、改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。

## 附属書八―A 金融サービスにおける規制に関する協力

## 規制に関する協力の目的

- 1 両締約国は、両締約国間及び両締約国の金融規制当局の間の協力を促進することが次の事項を含む目的を支持するものであることを認識する。
  - (a) 金融システムの強化及び金融の安定性の促進
  - (b) 市場の健全性の改善及び望ましくない市場の分断への対処
  - (c) 公平かつ競争的な市場の促進
  - (d) 強固かつ効率的な機関、市場及び基盤の促進
  - (e) 消費者、投資家、預金者、保険契約者及び信託上の義務を金融サービス提供者が負う者の保護
  - (f) 金融サービス提供者のための透明性及び予見可能性のある環境の提供
  - (g) 両締約国間の金融サービスの貿易及び投資の強化
- 2 両締約国は、実行可能な場合には、1に規定する目的を達成するために二国間及び国際機関の場におい

て協力する（以下この附属書において「規制に関する協力」という。）。

3 両締約国は、規制に関する協力において、多数国間の段階で合意された原則及び信用秩序の維持に係る基準に立脚し、並びに6から14までに定める規制に関する協力の原則であって、23から25までに規定する枠組みにおいて実施されるものに従う。

#### 規制に関する協力の範囲

4 規制に関する協力は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、金融サービスの全ての分野（相互に関心を有する新たな課題を含む。）を対象とする。

5 この附属書の規定は、両締約国の規制当局又は監督当局の権限の配分及び行使に影響を及ぼすものではない。両締約国は、両締約国の規制に関する協力が両締約国間に存在することのある市場の構造及びビジネスモデルの相違についての妥当な考慮に基づくべきであることを認識する。

#### 規制に関する協力の原則

6 両締約国は、規制に関する協力を支援するために、実行可能な場合には、金融サービス分野において効果的な国際的基準を策定し、及び整合性のある実施を円滑にするために、国際基準設定機関において協力

する。各締約国は、金融サービスの分野における規制及び監督に関する国際的に合意された基準が自国の領域において実施され、かつ、適用されることを確保するよう最善の努力を払う。(注)

注 この附属書の規定の適用上、国際基準設定機関が採択した規制基準は、両締約国の金融規制当局が当該規制基準に合意し、かつ、当該国際基準設定機関に参加する場合において、国際的に合意された基準であるとされる。

7 両締約国は、実行可能な場合には、1に規定する目的を支持する方法で、共通の関心分野における金融サービスに関するそれぞれの規制及び監督に関する枠組みの相互の互換性を達成するために作業する。その作業には、効果に着目した一貫性のある規制上の取組を發展させること及び不必要に負担となり、重複し、又は相違のある規制上の要件を削減することを含めることができる。

8 一方の締約国は、自国の立法手続を妨げることなく、他方の締約国に対し、金融サービスの分野における規制に関する予定される取組であって他方の締約国に関連し得るものに関し、早期の通報を受け、かつ、意見を提出する機会を与えるよう最善の努力を払う。

9 一方の締約国は、実行可能な場合には、他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みに依拠する。その依拠は、依拠を確立することを目的として、一方の締約国の規制及び監督に関する枠組みに基づいて他方

の締約国の規制及び監督に関する枠組み（当該枠組みの効果的な執行を含む。）について評価を行う一方の締約国の権利を害するものではない。一方の締約国は、当該評価を行うに当たり、他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みが自国の枠組みと同一であることを要求してはならず、規制の効果に基づいて評価を行う。

10 一方の締約国が他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みに依拠する分野において、両締約国は、規制及び監督に関する枠組みの効果的な実施及び執行をどのように行っているかについて随時相互に通報し、それぞれの規制及び監督に関する枠組みの変更について相互に協議し、並びに監督及び執行に関する情報の交換のために適当な仕組みを設けることを確保する。

11 一方の締約国は、自国が他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みに依拠する分野において、自国の規制又は監督に関する予定される取組の作成の過程において、他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みへの自国による依拠の決定に対して当該取組が及ぼす影響に妥当な考慮を払う。

12 一方の締約国は、他方の締約国からの書面による特別の要請により注意の喚起を受けた措置であつて、他方の締約国の金融サービス提供者が自国の領域において金融サービスを提供する能力に影響を及ぼし得

るものについて見直しを行う。この見直しの要請については、影響が重要である場合にのみ行うものとし、当該措置の影響及びその重要性に関する明確な説明を含むものとする。当該見直しについては、当該措置の相互の互換性の有無及び程度を考慮する。

13 一方の締約国は、例えば次の場合には、金融サービスの特定の分野における他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みへの依拠の決定を撤回し、並びに自国の規制及び監督に関する枠組みを再び適用し、及び執行することができる。

- (a) 他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みがその効果について同等でなくなった場合
- (b) 他方の締約国がその規制及び監督に関する枠組みを効果的に執行することができない場合
- (c) 10に規定する分野における他方の締約国の協力（情報の共有を含む。）が十分でない場合

14 一方の締約国は、13の規定に基づいて撤回の決定を行う前に、他方の締約国に対して撤回の意図を書面により通報する。両締約国は、その通報の受領の後に、両締約国間で合意する合理的な期間内に相互に協議する。その協議には、26から31までの規定に基づく技術的な仲介を含めることができる。

新たな課題

15 両締約国は、金融サービスの分野におけるイノベーションを支援するため、協力し、金融サービスにおける知識、経験及び発展を共有し、並びに新たな金融サービスの国境を越える発展を円滑にするよう努める。

16 両締約国は、二千十五年九月二十五日に国際連合総会によって採択された「我々の世界を変革する…持続可能な開発のための二千三〇アジェンダ」と題する二千十五年の後の開発のためのアジェンダを採択するための国際連合の首脳会議の成果文書（ジェンダーの平等及び気候変動対策のための行動を含む。）に適合する持続可能かつ包摂的な経済を構築することの重要性を認識する。

#### 日英合同金融規制フォーラム

17 両締約国は、この協定の効力発生の日に日英合同金融規制フォーラムを設置する（以下この附属書において「フォーラム」という。）。

18 フォーラムは、両締約国間の規制に関する協力の運営に責任を負う。フォーラムは、特に、その進捗状況を検討し、及び規制に関する協力の将来の計画を作成する。フォーラムは、6から14までに定める規制に関する協力の原則であって、23から25までに規定する枠組みにおいて実施されるものを遵守する。

- 19 各締約国がフォーラムにおけるそれぞれの代表の構成について決定する権利に影響を及ぼすことなく、フォーラムは、英国政府（財務省を含む。）並びにイングランド銀行及び金融行為規制機構並びにこれらの後継機関並びに日本国政府（金融庁及びその後継機関を含む。）の代表者であつて、金融サービスの規制上の問題に技術的な段階において責任を負うものから成る。一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の領域内の他の金融規制当局又は金融監督当局の活動に関する事項についてのフォーラムの討議及び準備作業に寄与することを目的として、当該金融規制当局又は金融監督当局の代表者を招請するよう要請することができる。他方の締約国は、その要請に積極的な考慮を払うべきである。
- 20 フォーラムの会合は、英国財務省及び日本国金融庁又はこれらの後継機関の上級職員をその共同議長とする。
- 21 各締約国は、フォーラムにおいて、規制に関する協力を円滑にするため、連絡部局を指定する。フォーラムは、特定の事項を検討するため、専門家による作業部会を設置することができる。
- 22 フォーラムの会合は、少なくとも年一回及びフォーラムの構成員が必要と認める場合にはいつでも、英国及び日本国において交互に開催する。当該会合は、必要な場合において、両締約国が合意するときは、

これに代えてビデオ会議により開催することができる。

規制に関する協力のための枠組み

23 フォーラムは、6から16までの規定を実施するため、規制に関する協力のための枠組みを定め、及び適用する。

24 規制に関する協力のための枠組みには、次の事項を含める。

- (a) 各締約国の立法手続及び行政手続を妨げることなく、他方の締約国との情報の交換及び協議を行う適当な形態の仕組み
- (b) 相互の規制及び監督に関する枠組みへの依拠に関する指針であって、実行可能な場合には金融規制の特定の分野について準用されるもの
- (c) 一方の締約国が他方の締約国の特別の要請により注意の喚起を受けた12に規定する措置を見直す手続
- (d) 金融における多様性、持続可能な金融及び両締約国が合意する関連する他の新たな課題についての経験及び最良の慣行の交換
- (e) 付託事項及びフォーラムの管理に関する指針

(f) 26 から31までに規定する技術的な仲介のための手続

(g) 両締約国が合意する規制に関する協力を促進するための他の取決め

25 規制に関する協力のための枠組みについては、国境を越えて行われる監督及び執行についての協力を円滑にするため、具体的な取決めを定めることもできる。

#### 技術的な仲介

26 この附属書の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

27 一方の締約国は、26の規定の適用を妨げることなく、他方の締約国に対し、6から14までに規定する規制に関する協力の原則に関する技術的な仲介の手続を開始することを書面により要請することができる。

技術的な仲介の手続については、両締約国が特定の問題について当該手続を利用することに合意した後に、おいてのみ開始することができる。

28 フォーラムは、27の規定に従って手続を開始する両締約国の合意により、技術的な仲介のための作業部会（以下この附属書において「作業部会」という。）を設置する。作業部会は、各締約国の代表者（関連する金融規制当局又は金融監督当局の代表者を含む。）から成り、及び関連の専門知識を有する仲介人

(両締約国から独立しており、かつ、フォーラムによって任命されるもの) が議長を務める。

29 作業部会は、両締約国が合意する合理的な期間内に紛争の解決に合意するために作業するよう最善の努力を払う。

30 28の規定に従って任命された議長は、フォーラムの共同議長に対し、技術的な仲介の結果を付した報告書を提出する。

31 両締約国は、この附属書の規定の下で生ずる紛争を解決することを企図して誠実に行動する。

附属書八―B 第八章に関する表

附属書 I 現行の措置に関する留保

(この附属書中英国の表は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

日本国の表

頭注

1 この表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第八・十二条、第八・十八条及び第八・二十四条の規定に従って記載するものである。(注)

注 透明性の観点から、この表の留保には、第一・五条又は第八・三条の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

- (a) 第八・七条又は第八・十五条
- (b) 第八・八条又は第八・十六条

- (c) 第八・九条又は第八・十七條
- (d) 第八・十條
- (e) 第八・十一條

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、適当な場合には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
- (d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
- (e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
- (f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置を

いい、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される節の関連規定に照らして解釈する。「措置」の事項が他の全ての事項に優先する。

4 金融サービスに関し、

(a) 日本国は、第八・六十五条の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様のことを理由として、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法令に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法令に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく英国の領域において日本国内のサービス消費者に提供

するサービスについては、第八・二条(d)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5 海上運送サービスに関し、海上運送サービスのうち内航海運に係るものに影響を及ぼす措置は、第八・六条2(a)の規定により第八章第B節の規定の適用範囲から及び第八・十四条2(a)の規定により同章第C節の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6 第八・七条及び第八・十五条の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する日本国の法令は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けのWTO文書S/L/第九十二号）の別添六を考慮して、この日本国の表には含まれない。

7 この附属書の日本国の表の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二十十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

一	分野	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書八―B 附属書Ⅱの日本国の表の留保の十一の項に規定するものを除く。）
	小分野	
	産業分類	J S I C 〇一 農業
		J S I C 〇二 林業
		J S I C 〇三 漁業（水産養殖業を除く。）
		J S I C 〇四 水産養殖業
		J S I C 六三二四 農業協同組合
		J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合
		J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
	関連する義務	内国民待遇（第八・八条）
	政府の段階	中央政府
	措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）
	概要	注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。
		対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資の自由化
		1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属

二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	<p>書八一B附属書IIの日本国の表の留保の十一の項に規定するものを除く。)への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。(注)</p> <p>注 この概要において、この附属書の日本国の表の留保の十の項、十二の項、十三の項、十五の項、三十七の項、四十三の項、四十四の項、五十二の項及び五十四の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第一・五条の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p> <p>自動車整備業          自動車特定整備業          J S I C 八九 自動車整備業          市場アクセス(第八・十五条)          中央政府          道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六章          国境を越えるサービスの貿易          自動車特定整備業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置しなければならず、その事業</p>
---	--	---

	三	場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。
	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置	事業サービス J S I C 九一一一 職業紹介業 J S I C 九一二一 労働者派遣業 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三章及び第三章の三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第十八号）第二章 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第三章 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 日本国内の企業に対して次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置しなければならない。かつ、該当する場合には、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a) 民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービス及び船員職業紹介サービスを含む。）

	四
	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要
<p>(b) 労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。）</p> <p>2 職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。</p>	<p>回収代行のサービス</p> <p>J S I C 六六一九 その他の補助的金融業、金融附帯業</p> <p>J S I C 七二九九 他に分類されない専門サービス業</p> <p>市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）</p> <p>中央政府</p> <p>債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第三条及び第四条</p> <p>弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条</p> <p>投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令に基づく弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人でなければならない、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。</p> <p>2 いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り</p>

	<p>扱うものを除く。</p>
<p>五 分野 小分野 産業分類</p>	<p>建設業 J S I C 〇六 総合工事業 J S I C 〇七 職別工事業（設備工事業を除く。） J S I C 〇八 設備工事業 市場アクセス（第八・十五条） 中央政府 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章 国境を越えるサービスの貿易 1 建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならない。国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならない。その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>
<p>六 分野 小分野 産業分類</p>	<p>流通サービス アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス J S I C 五二二二 酒類卸売業</p>

	七
<p>関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>
<p>J S I C 五八五一 酒小売業 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条から第十一条まで 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合には、これらの小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（酒税法第十条第十一号）。</p>	<p>教育及び学習支援業 高等教育サービス J S I C 八一六 高等教育機関 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならぬ。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 2 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、大学、</p>

九	八	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	
金融サービス 保険及び保険関連のサービス J S I C 六七二 損害保険業 J S I C 六七四二 損害保険代理業 市場アクセス（第八・十五条） 中央政府	金融サービス 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。） J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第八・八条） 中央政府 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 投資の自由化 預金保険制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。	短期大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。 3 「学校法人」とは、日本の法令に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。

十	
概要 分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置	措置 概要
熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業 内国民待遇（第八・八条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資の自由化	保険業法（平成七年法律第五号）第八十五条、第八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第一百六条及び第二百十二条の六 国境を越えるサービスの貿易 次に掲げるもの及びこれらものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される物品 (b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

		<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の熱供給業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p>
<p>十一</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>情報通信業 電気通信業</p> <p>J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 市場アクセス（第八・七条） 内国民待遇（第八・八条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 中央政府 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 投資の自由化</p> <p>1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議</p>

	十二
	分野 小分野 産業分類 (注)
<p>決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体</p> <p>2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p>	<p>情報通信業</p> <p>電気通信業及びインターネット付随サービス業</p> <p>J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七一二 長距離電気通信業</p> <p>J S I C 三七一三 有線放送電話業</p> <p>J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業</p> <p>J S I C 三七二一 移動電気通信業</p> <p>J S I C 四〇一一* ポータルサイト・サーバ運営業</p> <p>J S I C 四〇一二* アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ</p> <p>J S I C 四〇一三 インターネット利用サポート業</p> <p>注 J S I Cの番号に付された星印（*）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録義務</p>

<p>十三</p>	<p>分野 小分野 産業分類</p>	<p>製造業及び情報通信業 電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業 J S I C 二八一四 集積回路製造業 J S I C 二八三一 半導体メモリメディア製造業</p>
	<p>概要</p>	<p>務の対象となるものに限られることを示す。 内国民待遇（第八・八条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条（注） 注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」及び「特定取得」の定義は、この留保の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条 投資の自由化 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p>
	<p>措置 政府の段階</p>	

概要	関連する義務 政府の段階 措置
<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電子部品・投資の自由化</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条</p>	<p>J S I C 二八三二 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業</p> <p>J S I C 二八四二 電子回路実装基板製造業</p> <p>J S I C 三〇一一 有線通信機械器具製造業</p> <p>J S I C 三〇一二 携帯電話機・P H S 電話機製造業</p> <p>J S I C 三〇一三 無線通信機械器具製造業</p> <p>J S I C 三〇三一 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く。）</p> <p>J S I C 三〇三二 パーソナルコンピュータ製造業</p> <p>J S I C 三〇三三 外部記憶装置製造業</p> <p>J S I C 三九一一 受託開発ソフトウェア業</p> <p>J S I C 三九一二 組込みソフトウェア業</p> <p>J S I C 三九一三 パッケージソフトウェア業</p> <p>J S I C 三九二一 情報処理サービス業</p> <p>内国民待遇（第八・八条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条（注）</p> <p>注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」及び「特定取得」の定義は、この留保の解釈について適用する。</p>

十五	十四	
分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	
製造業	製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業 J S I C 三一三一 船舶製造・修理業 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二条から第三条の二まで 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮するとの要件に従う。	デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることもある。

小分野 産業分類 (注)	関連する義務 政府の段階 措置	概要(注)
医薬品・医療機器製造業	<p>注 JSICの番号に付された星印(*)は、これらの番号に定める活動のうち、この留保が対象とする活動が病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに高度管理医療機器の製造業に関連するものに限られることを示す。</p>	<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の生物学的薬剤製造業、病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物の製造業並びに高度管</p>
JSIC 一六五* 医薬品製造業	内国民待遇(第八・八条)	<p>対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条</p>
JSIC 一六五三 生物学的製剤製造業	中央政府	<p>投資の自由化</p>
JSICの大分類E(製造業)の医薬品中間物製造業であつて、JSIC一六五及びJSIC一六五三に関連するもの。	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条(注)	<p>注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。</p>
JSIC 二七四* 医療用機械器具・医療用品製造業	中央為替	<p>投資の自由化</p>
JSIC 二九六* 電子応用装置製造業	中央為替	<p>投資の自由化</p>
JSIC 二九七三* 医療用計測器製造業	中央為替	<p>投資の自由化</p>

	十六
<p>理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p> <p>注 この留保の適用上、</p> <p>(a) 「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p> <p>(b) 「病原生物に対する医薬品」とは、日本国の法令に基づき、病原生物に対する医薬品に分類される医薬品であつて、販売の承認を受けているものをいう。</p> <p>(c) 「高度管理医療機器」とは、日本国の法令に基づき、高度管理医療機器として販売の承認又は認証を受けている医療機器をいう。</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>(注)</p> <p>製造業</p> <p>皮革製造業及び皮革製品製造業</p> <p>J S I C 一一八九*1 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一六九四*2 ゼラチン・接着剤製造業</p> <p>J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業</p>

関連する義務 政府の段階 措置		
中央政府	J S I C 二〇一一 J S I C 二〇二一 J S I C 二〇三一 J S I C 二〇四一 J S I C 二〇五一 J S I C 二〇六一 J S I C 二〇七一 J S I C 二〇八一 J S I C 二〇九九 J S I C 三二五三*1	なめし革製造業 工業用革製品製造業（手袋を除く。） 革製履物用材料・同附属品製造業 革製履物製造業 革製手袋製造業 かばん製造業 袋物製造業 毛皮製造業 その他のなめし革製品製造業 運動用具製造業
内国民待遇（第八・八条）		注 J S I C の番号に付された星印 1（*1）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られることを示す。J S I C の番号に付された星印 2（*2）は、この番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られることを示す。
中央政府		外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。

十七	分野 小分野 産業分類 関連する義務	船舶の国籍に関する事項 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条）	<p>概要</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資の自由化</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手續は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注）</p> <p>注 この概要において、この附属書の日本国の表の留保の十の項、十二の項、十三の項、十五の項、三十七の項、四十三の項、四十四の項、五十二の項及び五十四の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第一・五条の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手續の中止を要求されることがある。</p>
----	-----------------------------	---	--

	十八
<p>政府の段階 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置</p>
<p>中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）を提供する場合には、国籍要件を適用する。 2 「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。</p>	<p>計量サービス J S I C 七四四一 商品検査業 J S I C 七四五 計量証明業 市場アクセス（第八・十五条） 中央政府 計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号） 国境を越えるサービスの貿易</p>
<p>概要（注）</p>	

- 1 特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、当該定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。
  - 2 特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
  - 3 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置しなければならず、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
  - 4 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、当該検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。
  - 5 特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
  - 6 計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
- 注 この留保の適用上、
- (a) 「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいう。
  - (b) 「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

十九	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階	医療及び福祉 J S I C 八五九九 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府	<p>(c) 3に規定する要件が適用される「計量証明事業」とは、次のものをいい、その登録については、経済産業省令で定める事業の区分に従って行う。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該計量証明事業を適正に行う能力を有するものとして政令で定めるものが当該計量証明事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づき当該計量証明事業を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該計量証明事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(i) 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業</p> <p>(ii) 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量であつて政令で定めるものの計量証明の事業（(i)に掲げるものを除く。）</p> <p>(d) 「特定計量証明事業」とは、(c)(ii)に規定する物象の状態の量であつて極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。</p>
----	--------------------------------------	--	---

	二十
措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要
<p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令により当該労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置しなければならず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>鉱業及び鉱業に付随するサービス</p> <p>J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 中央政府 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国の国民又は日本国の企業のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。（注）</p> <p>注 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法令により設立された企業が鉱業法第二章及び第三章の規定に従って供給しなければならない。</p>

分野	小分野	産業分類	(注)
石油業		J S I C 〇五三	原油・天然ガス鉱業
		J S I C 一七一	石油精製業
		J S I C 一七二	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
		J S I C 一七四*1	舗装材料製造業
		J S I C 一七九*1	その他の石油製品・石炭製品製造業
		J S I C 四七一*1	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
		J S I C 四七二*1	冷蔵倉庫業
		J S I C 五三三	石油卸売業
		J S I C 六〇五	ガソリンスタンド
		J S I C 六〇五*1	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
		J S I C 九二九*2	他に分類されないその他の事業サービス業

注 J S I C の番号に付された星印1（\*1）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が石油業に関連するものに限られることを示す。J S I C の番号に付された星印2（\*2）は、この番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が液化石油ガス産業に関連するものに限られることを示す。

内国民待遇（第八・八条）

中央政府

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）

<p>二十二</p>	
<p>分野</p>	<p style="text-align: center;">概要</p> <p>注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>投資の自由化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</li> <li>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注）</li> </ol> <p>注 この概要において、この附属書の日本国の表の留保の十の項、十二の項、十三の項、十五の項、三十七の項、四十三の項、四十四の項、五十二の項及び五十四の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第一・五条の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</li> <li>4 エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。</li> </ol> <p>自由職業サービス</p>

	二十三
<p>小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>
<p>J S I C 七二一一 法律事務所 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 2 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。</p>	<p>自由職業サービス J S I C 七二一一 法律事務所 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二章、第四章及び第五章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国</p>

<p>二十五</p>	<p>二十四</p>	
<p>分野</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	
<p>自由職業サービス</p>	<p>自由職業サービス J S I C 七二一二 特許事務所 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p>	<p>法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 2 日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならぬ。 3 外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく外国法事務弁護士法人を設立しなければならない。</p>

二十六	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス J S I C 七二二一 公証人役場、司法書士事務所 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
	小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	J S I C 七二二一 公証人役場、司法書士事務所 市場アクセス（第八・十五条） 内国民待遇（第八・十六条） 中央政府 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章 国境を越えるサービスの貿易 1 日本国の国民のみが、日本国において公証人に任命されることができる。 2 公証人は、法務大臣が指定する地に事務所を設置しなければならない。

		<p>2 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。</p>
<p>二十七</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>自由職業サービス</p> <p>J S I C 七二四一 公認会計士事務所 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府</p> <p>公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三章、第五章の二及び第七章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。</p> <p>2 公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。</p>
<p>二十八</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階</p>	<p>自由職業サービス</p> <p>J S I C 七二四二 税理士事務所 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府</p>

	<p>措置 概要</p>	<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章及び第五章の二から第七章まで 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなればならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなればならない。 2 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなればならない。</p>
<p>二十九</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>自由職業サービス J S I C 七二三一 行政書士事務所 J S I C 七二九四 不動産鑑定業 J S I C 七二九九 他に分類されない専門サービス業 J S I C 七四二一 建築設計業 市場アクセス（第八・十五条） 中央政府 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第一章、第二章及び第六章 国境を越えるサービスの貿易 日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査</p>

		<p>若しくは鑑定又は建築に関する日本国の法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。</p>
<p>三十 分野</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階</p>	<p>自由職業サービス</p> <p>J S I C 七二五一 社会保険労務士事務所 市場アクセス(第八・七条及び第八・十五条) 中央政府</p> <p>社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二章の二及び第四章の二から第五章まで 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならない。日本国内に事務所を設置しなければならない。</p> <p>2 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。</p>
<p>三十一</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階</p>	<p>自由職業サービス</p> <p>J S I C 七二三一 行政書士事務所 市場アクセス(第八・七条及び第八・十五条) 中央政府</p>

三十三	三十二	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	措置 概要
自由職業サービス	自由職業サービス J S I C 七二九九 他に分類されない専門サービス業 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第十七条 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならない。	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三章から第五章まで及び第八章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならない。その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 2 行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。

三十四	分野 小分野 産業分類	不動産業 J S I C 六八一 建物売買業 J S I C 六八一 土地売買業 J S I C 六八二 不動産代理業・仲介業 J S I C 六九四 不動産管理業 市場アクセス(第八・十五条) 中央政府
	産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	J S I C 七二二 土地家屋調査士事務所 市場アクセス(第八・七条及び第八・十五条) 中央政府 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第三章から第五章まで、第七章及び第十章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならない。その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 2 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。

<p>三十五</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>不動産鑑定業</p> <p>J S I C 七二九四 不動産鑑定業 市場アクセス（第八・十五条） 中央政府</p> <p>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通省又</p>		<p>措置 概要</p>	<p>宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二章 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章及び第五章から第七章まで マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第三章 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。</p> <p>2 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、主務大臣若しくはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可若しくは登録を受け、又は主務大臣に届出を行わなければならない。</p> <p>3 マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。</p>
------------	---	---	--	------------------	--

三十七	三十六	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	
警備業	<p>船員</p> <p>J S I C 〇三一 海面漁業</p> <p>J S I C 四五一 外航海運業</p> <p>J S I C 四五二 沿海海運業</p> <p>市場アクセス（第八・十五条）</p> <p>内国民待遇（第八・十六条）</p> <p>中央政府</p> <p>船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章</p> <p>運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号）</p> <p>運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号）</p> <p>国土交通省海事局長通達（平成十六年第五百五十三号）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。</p>	<p>はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。</p>

三十八	分野 小分野 産業分類	職業上の安全及び衛生に関連するサービス J S I C 七二九九 他に分類されない専門サービス業 J S I C 七四四一 商品検査業
	産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	J S I C 九二三 警備業 内国民待遇（第八・八条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資の自由化 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の警備業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

<p>三十九</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置</p>	<p>測量業</p> <p>J S I C 七四二二 測量業 市場アクセス（第八・十五条） 中央政府 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第六章</p>
	<p>概要</p>	<p>J S I C 七四五二 環境計量証明業 J S I C 八二二二 職業訓練施設 市場アクセス（第八・十五条） 中央政府 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号） 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号） 国境を越えるサービスの貿易 作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置しなければならず、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。</p>

	四十
概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要
国境を越えるサービスの貿易 測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、国土交通大臣の登録を受けなければならない。	事業サービス 航空機登録原簿への航空機の登録 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 中央政府 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

	<p>四十一 分野</p>	<p>2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p>
	<p>小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>運輸業 通関業 J S I C 四八九九 他に分類されない運輸に附帯するサービス業 市場アクセス（第八・十五条） 中央政府 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二章 国境を越えるサービスの貿易 通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならない。財務大臣の許可を受 けなければならない。</p>
<p>四十二</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>	<p>運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条）</p>

四十三	分野 小分野 産業分類	運輸業 鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業
	政府の段階 措置 概要	<p>中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第三章から第五章まで 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</li> <li>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</li> <li>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</li> <li>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</li> </ul> <p>2 貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならない。国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。</p>

<p>四十四</p>	
<p>分野 小分野</p>	<p>関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>
<p>運輸業 道路旅客運送業</p>	<p>内国民待遇（第八・八条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資の自由化 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の鉄道業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。</p>

四十五	分野	運輸業
	<p>産業分類 関連する義務 政府の段階 措置</p>	<p>J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第八・八条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資の自由化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</li> <li>2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</li> <li>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</li> <li>4 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。</li> </ol>

小分野 産業分類	関連する義務 政府の段階 措置	概要
道路運送業	J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 J S I C 四三二 一般乗用旅客自動車運送業 J S I C 四三三 一般貸切旅客自動車運送業 J S I C 四三九一 特定旅客自動車運送業 J S I C 四四一 一般貨物自動車運送業 J S I C 四四二 特定貨物自動車運送業 J S I C 四四三 貨物軽自動車運送業 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府	道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二章 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二章及び第七章（以下この項において「法律」という。） 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、かつ、国土交通大臣の許可を受け、又は同大臣に届出を行わなければならない。 2 一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、自らが「特定地域」として指定し

四十六	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置	運輸業 運輸に付随するサービス業 J S I C 四八五二 道路運送固定施設業 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四章	<p>た地域及び「準特定地域」として指定した地域において当該運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、当該運送業の事業計画の変更を認可してはならない。ただし、「準特定地域」については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送需要量を超えない場合等法律に基づく基準を満たす場合には、当該許可が与えられ、又は当該事業計画の変更が認可される。その指定は、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となる程度にまで輸送需要量に対して過剰となっている場合又は過剰となるおそれがある場合に行われる。</p> <p>3 一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、自らが「緊急調整地域」として指定した地域においてこれらの運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、これらの運送業の事業計画の変更を認可してはならない。その指定は、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力がこれらの事業の実施が困難となる程度にまで輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に行われる。</p>
-----	--	--	--

	<p>概要</p>	<p>投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要の考慮に従う。</p>
<p>四十七</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>	<p>運輸業 運輸に付随するサービス業</p> <p>市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・十六条） 中央政府</p> <p>水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第二章から第四章まで 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本国の国民のみが、日本国において水先人になることができる。</li> <li>2 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。</li> </ol>
<p>四十八</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>	<p>運輸業 水運業</p> <p>J S I C 四五一 外航海運業 市場アクセス（第八・十五条）</p>

	四十九
<p>政府の段階 措置</p> <p>概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置</p>
<p>内国民待遇（第八・十六条） 最恵国待遇（第八・十七条） 中央政府 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号） 国境を越えるサービスの貿易 英国により日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、英国の外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。</p>	<p>運輸業 水運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第八・八条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p>

<p>五十</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>	<p>運輸業 水運業</p> <p>市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）</p>	<p>概要</p> <p>投資の自由化</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の水運業への投資を行うおととする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注）</p> <p>注 この概要において、この附属書の日本国の表の留保の十の項、十二の項、十三の項、十五の項、三十七の項、四十三の項、四十四の項、五十二の項及び五十四の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第一・五条の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p> <p>4 「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航海運業を除く。）は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続の適用から除外される。</p>
-----------	---------------------------------------	---	--

	五十一
<p>政府の段階 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>
<p>内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港を行ってはならず、日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。</p>	<p>技能検定 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 営利を目的としない一部の特定の団体（事業主の団体、その連合団体、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人）は、技能検定サービスを提供することができる。労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする当該団体は、日本国内に事務所を設置しなければならず、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。</p>

五十三	五十二
分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置
卸売業及び小売業	上水道業 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇（第八・八条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資の自由化 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の上水道業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

	五十四
小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 (注)
家畜 J S I C 五二一九 その他の農畜産物・水産物卸売業 市場アクセス(第八・十五条) 中央政府 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号) 第三条 国境を越えるサービスの貿易 家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地在を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあつせんをいう。	航空宇宙産業 航空機製造修理業 J S I C 一六* 化学工業 J S I C 一八* プラスチック製品製造業(別掲を除く。) J S I C 一九* ゴム製品製造業 J S I C 二一* 窯業・土石製品製造業 J S I C 二三* 非鉄金属製造業 J S I C 二四* 金属製品製造業 J S I C 二五* はん用機械器具製造業 J S I C 二七* 業務用機械器具製造業

概要	政府の段階 措置	関連する義務
<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機産業投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p>	<p>中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条（注）</p> <p>注 この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」及び「特定取得」の定義は、この留保の解釈について適用する。</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで</p>	<p>J S I C 二八＊ 電子部品・デバイス・電子回路製造業 J S I C 二九＊ 電気機械器具製造業 J S I C 三〇＊ 情報通信機械器具製造業 J S I C 三一＊ 輸送用機械器具製造業 J S I C 三九＊ 情報サービス業 J S I C 九〇＊ 機械等修理業（別掲を除く。）</p> <p>注 J S I Cの番号に付された星印（＊）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が航空宇宙産業に関連するものに限られることを示す。</p> <p>市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条）</p>

<p>への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</li><li>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</li><li>4 居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づき事前届出の要件及び審査の手続に従う。</li><li>5 審査については、当該技術導入契約の締結が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</li><li>6 居住者は、当該審査の結果に基づき、技術導入契約の条項の変更又は当該契約の締結の中止を要求されることがある。</li><li>7 この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。</li><li>8 航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関連する工場を設立しなければならない。</li></ol>

附属書Ⅱ 将来における措置に関する留保

(この附属書中英国の表は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

日本国の表

頭注

1 この表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第八・十二条、第八・十八条及び第八・二十四条の規定に従って記載するものである。(注)

注 透明性の観点から、この表の留保には、第一・五条及び第八・三条の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

- (a) 第八・七条又は第八・十五条
- (b) 第八・八条又は第八・十六条
- (c) 第八・九条又は第八・十七条

(d) 第八・十条

(e) 第八・十一条

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、適当な場合には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事

項に優先する。

4 金融サービスに関し、

(a) 日本国は、第八・六十五条の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様のことを理由として、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法令に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法令に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく英国の領域において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第八・二条(d)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5 海上運送サービスに関し、海上運送サービスのうち内航海運に係るものに影響を及ぼす措置は、第八・六条2(a)の規定により第八章第B節の規定の適用範囲から及び第八・十四条2(a)の規定により同章第C節の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6 第八・七条及び第八・十五条の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する日本国の法令は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けのWTO文書S/L/第九十二号）の別添六を考慮して、この日本国の表には含まれない。

7 この附属書の日本国の表の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

一	分野 小分野 産業分類 関連する義務	全ての分野
	概要	<p>市場アクセス（第八・七条） 内国民待遇（第八・八条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 投資の自由化</p> <p>1 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。</p> <p>(a) 英国の企業家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) 英国の企業家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、日本国の中央政府は、1に規定する持分又は資産の日本国の中央政府から英国の企業家又はその投資財産への最初の移転の後に、新たな法令により、1に規定する禁止、制限又は措置を採用しないものとする。（注）</p> <p>注 日本国の中央政府は、最初の移転の際に採用し、又は維持した当該禁止、制限又は措置を維持することができる。</p>

	二
現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
	<p>全ての分野</p> <p>市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）          内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）          経営幹部及び取締役会（第八・十条）          投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、日本国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資又はこれらに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注）</p> <p>注 この留保の適用上、「郵便サービス」とは、郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第四條第二項に規定する他人の信書の送達及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に規定する信書便の役務（同法に規定する特定信書便役務を除く。）をいう。「郵便サービス」の定義に含まれないサービスとしては、小包、包装物、物品、ダイレクト・メール及び定期刊行物の送達が挙げられる。</p> <p>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条          郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第二条          民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）</p>

	三
<p>競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第一条の二          モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条          自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条          小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条          当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四号）第四条          日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十六条及び第四十九条          通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第四条及び第十条          スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三条</p>	<p>分野          小分野          産業分類          関連する義務          概要</p> <p>全ての分野（認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス）</p> <p>市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）          内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）          最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条）          投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 日本国は、この協定の効力発生の日の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外のサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>2 この協定の効力発生の日にJSIC又はCPCにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、同日に日本国政府が認識し得たものとする。</p>

	四
<p>現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>
<p>3 日本国は、この協定の効力発生の日には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>航空宇宙産業 宇宙開発産業</p> <p>市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>概要</p> <p>1 日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>2 日本国は、次のサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス (d) 宇宙輸送サービス</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三</p>

	<p>十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで</p>
<p>五 分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>	<p>武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業</p> <p>市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>2 日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス</p> <p>(b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス</p> <p>(c) 修理及び保守のサービス</p>
<p>現行の措置</p>	<p>武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）第五条</p>

	六
	分野 小分野 産業分類 関連する義務
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで	情報通信業 放送業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 この留保の適用上、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいい（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号）、オンデマンド・サービス（インターネット上で提供されるオンデマンド・サービスを含む。）を含まない。

	<p>現行の措置</p>
七	<p>分野 小分野 産業分類</p>
<p>現行の措置</p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二章及び第五章から第八章まで</p>
<p>概要</p>	<p>教育及び学習支援業 初等及び中等教育サービス J S I C 八一 幼稚園 J S I C 八二 小学校 J S I C 八三 中学校 J S I C 八四 高等学校、中等教育学校 J S I C 八五 特別支援学校 J S I C 八九 幼保連携型認定こども園 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資又は初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条</p>
<p>関連する義務</p>	

八		私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第十七号）
八	分野 小分野  産業分類 （注）	エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業 JSIC 〇五一九*1 その他の金属鉱業 JSIC 二三九一 核燃料製造業 JSIC 二八一*2 電子デバイス製造業 JSIC 二八二*2 電子部品製造業 JSIC 二八九*2 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 JSIC 二九一*2 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 JSIC 二九二*2 産業用電気機械器具製造業 JSIC 二九五二*2 一次電池（乾電池、湿電池）製造業 JSIC 二九六*2 電子応用装置製造業 JSIC 二九七*2 電気計測器製造業 JSIC 二九九*2 その他の電気機械器具製造業 JSIC 三〇*2 情報通信機械器具製造業

概要	<p>           J S I C 三一三*2 船舶製造・修理業、船用機関製造業            J S I C 三一五九*2 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業            J S I C 三一九九*2 他に分類されない輸送用機械器具製造業            J S I C 三三三 電気業            J S I C 三四 ガス業            J S I C 八八九九*2 他に分類されない廃棄物処理業            J S I C 九〇一一*2 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）            J S I C 九〇二*2 電気機械器具修理業         </p> <p>           注 J S I Cの番号に付された星印1（*1）は、この番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が核物質に限られることを示す。J S I Cの番号に付された星印2（*2）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が原子力産業に関連するものに限られることを示す。         </p> <p>           市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）            内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）            経営幹部及び取締役会（第八・十条）            特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条）（注）            注 第八・十一条の規定に基づく義務に関し、この留保は、貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく義務に反しない措置についてのみ適用する。            最恵国待遇（第八・十七条）            投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易         </p>
----	--

関連する義務

	九
<p>現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>
<p>日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで</p> <p>電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二章</p> <p>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三章</p> <p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七号）第五章</p>	<p>金融サービス</p> <p>銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。）</p> <p>市場アクセス（第八・十五条）</p> <p>内国民待遇（第八・十六条）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、第八・二条(d)(i)に定義する提供の態様による次の(a)から(d)までに規定するサービス及び同条(d)(ii)に定義する提供の態様による次の(e)に規定するサービスを除くほか、銀行サービスその他の金融サービスに関する国境を越える金融サービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注）</p> <p>注 (a)から(d)までの規定については、日本国は、英国の国境を越える金融サービスの提供者及</p>

十	
小分野	<p>現行の措置</p>
<p>金融サービス          保険及び保険関連のサービス</p>	<p>           (a) 日本国内の金融機関その他の団体であつて日本国の関係法令に定めるものを相手方とする            証券関連の取引            び金融商品の登録又は承認を要求することができる。            (b) 投資信託の受益証券及び投資証券の日本国内の証券会社を通じた販売（注）            注 勧誘は、日本国内の証券会社によって行われなければならない。            (c) 集団投資計画に対する次のサービス            (i) 投資助言            (ii) 資産運用サービス（次のものを除く。）            (A) 信託サービス            (B) 集団投資計画（注）の運用に関係しない保管及び執行サービス            注 この項において「集団投資計画」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき、投資運用業務に従事する金融商品取引業者と解される。            (d) 第八・五十九条(a)(ii)(K)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに            同条(a)(ii)(L)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な            金融サービス（仲介を除く。）            (e) 第八・五十九条(a)(ii)に規定するサービス            金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条、第二十九条の二及び第六十一条         </p>

産業分類 関連する義務	概要	現行の措置
市場アクセス（第八・十五条） 内国民待遇（第八・十六条） 国境を越えるサービスの貿易	<p>日本国は、英国の領域において設立された英国の金融サービス提供者が提供する第八・二条(d)(i)及び(ii)に定義する提供の態様による次のサービス（本人として、仲介により、又は仲介者として提供するかどうかを問わない。）を除くほか、保険及び保険関連のサービスに関して国境を越える金融サービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注）</p> <p>注 保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。</p> <p>(a) 次の事項に関連する危険に対する保険</p> <p>(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される物品及び物品を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。</p> <p>(ii) 国際間の運送中の物品</p> <p>(b) 再保険、再再保険及び第八・五十九条(a)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス</p>	<p>現行の措置</p> <p>保険業法（平成七年法律第五号）第八十五条、第八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条</p> <p>保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二</p> <p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第一百十六条及び第二百十二条の六</p>

十一	分野 小分野 産業分類	漁業及び漁業に付随するサービス 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八〇九三 遊漁船業 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚
----	-------------------	---

	十二
<p>現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>
<p>(c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>	<p>土地取引に関する事項</p> <p>市場アクセス（第八・七条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 政令により、日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。</p> <p>2 日本国は、日本国における農地の取得に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保す</p>

<p>十三</p>	
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p> <p>概要</p>	<p>現行の措置</p> <p>注 この項において、第八・七条の規定に基づく義務は、日本国における農地の取得に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保することのみを目的として記載される。日本国における農地の取得に関しては、同条の規定に基づく義務に適合しない措置のみを課することができる。</p> <p>外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条、第三条、第六条及び第七条</p> <p>法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p> <p>市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに公共の目的のために創設され、若しくは維持される社会事業サービス（所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保</p>

	<p>現行の措置</p>	<p>育及び公営住宅）への投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
<p>十四</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>	<p>警備業</p> <p>J S I C 九二三 警備業</p> <p>市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）</p> <p>内国民待遇（第八・十六条）</p> <p>投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第四条及び第五条</p>
<p>十五</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>	<p>全ての分野</p> <p>最惠国待遇（第八・九条及び第八・十七条）</p> <p>投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 日本国は、T P P協定（注1）を除く全ての二国間又は多数国間の協定であって、この協定</p>

の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名されたもの（以下この項においてこれらの二国間又は多数国間の協定を「既存の協定」という。）に基づき第三国のサービス、サービス提供者、企業又は企業家に対して何らかの待遇を与える義務を負う場合には、英国のサービス、サービス提供者、対象企業又は企業家に対し、当該第三国のサービス、サービス提供者、企業又は企業家に与える待遇よりも不利な待遇（程度のいかんを問わない。）を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注2）

注1 この留保の適用上、「TPP協定」とは、二千十六年二月四日にオークランドで作成された環太平洋パートナーシップ協定又は二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定をいう。

注2 この留保の対象には、既存の協定の枠組みの下におけるその後の見直し、改正又は自由化の結果として当該既存の協定に基づく第三国のサービス、サービス提供者、企業又は企業家に対する何らかの待遇が新たに与えられる場合には、当該見直し、改正又は自由化を含まない。

2 日本国は、TPP協定に従ってTPP協定締約国（注）のサービス、サービス提供者、企業又は企業家に与える待遇に関し、英国のサービス、サービス提供者、対象企業又は企業家に対し、本協定の最恵国待遇の義務に従って当該待遇よりも不利でない待遇を与える。第一文の規定は、日本国が、既存の協定に基づき第三国のサービス、サービス提供者、対象企業又は企業家に与える何らかの特恵的な待遇であって、TPP協定の最恵国待遇の義務に従ってTPP協定締約国のサービス、サービス提供者、対象企業又は企業家に与えることがあるものを、英国のサービス、サービス提供者、対象企業又は企業家に与えることを義務付けるものと解しては

十六	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	現行の措置
農業 酪農業 肉用牛生産業 J S I C ○一三一 酪農業 J S I C ○一二二 肉用牛生産業 市場アクセス（第八・七条） 投資の自由化 日本国は、酪農業及び肉用牛生産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第十条	ならない。 注 この留保の適用上、「T P P協定締約国」とは、T P P協定が効力を有する国又は独立の関税地域をいう。 3 日本国は、二国間又は多数国間の協定（既存の協定及びT P P協定を除く。）に基づき各国に対して異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に係るものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 漁業 (b) 海事（海難救助を含む。）

十七	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	運輸業・事業サービス 航空運輸業 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、航空に係る二国間又は多数国間の協定に基づく措置であつて、第八・六条2(b)(i)から(iv)まで及び第八・十四条2(b)(i)から(iv)までに規定するサービスに関するものを採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置	

附属書Ⅲ 設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び短期の商用訪問者

(この附属書中英国の表は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

#### 日本国の表

設立を目的とした商用訪問者

- 1 英国の設立を目的とした商用訪問者に認められる日本国における滞在期間は、九十日を限度とする。
- 2 英国の設立を目的とした商用訪問者に認められる日本国における滞在期間は、二国間の査証免除措置に基づき日本国によって英国の国民又は市民に許可される権利に影響を及ぼすものではない。

企業内転勤者

- 3 英国の企業内転勤者に認められる日本国における滞在期間は、五年を限度とする。

投資家

- 4 英国の投資家に認められる日本国における滞在期間は、五年を限度とする。

## 短期の商用訪問者

5 英国の短期の商用訪問者は、日本国において一時的に滞在する間、第八・二十七条に定める条件に適合する業務連絡（物品の販売又はサービスの提供のための交渉を含む。）その他これに類似する活動に参加することが認められる。

6 英国の短期の商用訪問者に認められる日本国における滞在期間は、九十日を限度とする。

7 英国の短期の商用訪問者に認められる日本国における滞在期間は、二国間の査証免除措置に基づき日本国によって英国の国民又は市民に許可される権利に影響を及ぼすものではない。

## 同行する配偶者及び子

8 3又は4の規定に基づいて日本国への入国及び日本国における一時的な滞在を許可された英国の自然人に同行する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された日本国における一時的な滞在期間と同一の期間、日本国への入国及び日本国における一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、当該自然人から扶養を受け、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める「家族滞在」の在留資格に基づいて認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

9 8の規定に基づいて日本国への入国及び日本国における一時的な滞在が許可された配偶者については、申請に基づき、出入国管理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

10 この表の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、日本国の法令に従って認められる配偶者又は子をいう。

## 附属書Ⅳ 契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家

(この附属書中英国の表は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

## 日本国の表

契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家

1 英国の契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家は、日本国において一時的に滞在する間、サービスの提供に係る業務活動であつて次の活動に該当するものに従事することが認められる。

(a) 物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの

(b) 日本国にある大学若しくはこれに準ずる教育機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教

育を行う活動であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「教授」の在留資格に基づいて認められるもの

- (c) 日本国の法令に基づく資格を有する次の自然人が提供する法律サービス
  - (i) 「弁護士」としての資格を有する弁護士
  - (ii) 「弁理士」としての資格を有する弁理士
  - (iii) 「海事代理士」としての資格を有する海事代理士
  - (iv) 「司法書士」としての資格を有する司法書士
  - (v) 「行政書士」としての資格を有する行政書士
  - (vi) 「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士
  - (vii) 「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士
- (d) 日本国の法令に基づく「外国法事務弁護士」としての資格を有するサービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス
- (e) 日本国の法令に基づく「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記の

## サービス

(f) 日本国の法令に基づく「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

2 1(a)に定める自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、自然人が、原則として大学教育（学士若しくは短期大学を卒業することによって授与される短期大学士又はこれらと同等のもの）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いなければ従事することができない活動をいう。

3 1に規定する業務活動の制限については、付録IVに定める。

4 英国の契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家に認められる日本国における滞在期間は、五年を限度とする。

同行する配偶者及び子

5 1から4までの規定に基づいて日本国への入国及び日本国における一時的な滞在を許可された英国の自然人に同行する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された日本国における一時的な滞在期間と同一の期間、日本国への入国及び日本国における一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶

者及び子が、当該自然人から扶養を受け、及び出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格に基づいて認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

6 5の規定に基づいて日本国への入国及び日本国における一時的な滞在が許可された配偶者については、申請に基づき、出入国管理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

7 この表の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、日本国の法令に従って認められる配偶者又は子という。

付録Ⅳ 日本国における契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家の業務活動の制限

(注)

注 分野又は小分野ごとに記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのWT  
O文書MTN・GNS/W/一二〇）及びCPCによる。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明  
確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。個別のCPC番号に付された  
「\*\*」は、当該番号に係る特定の約束が当該番号の対象となる全てのサービスには及ばないことを表す。この分野又は小分野に  
係る表は、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）における在留資格の区分に従ったものである。

<p>分野又は小分野</p>	<p>制限</p>
<p>附属書Ⅳの日本国の表1(c)に規定する法律サービス (CPC八六一**)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>附属書Ⅳの日本国の表1(d)に規定する法的な助言サービス</p>	<p>制限しない。</p>

<p>(C P C 八六一*)</p>	
<p>附属書Ⅳの日本国の表1(e)に規定する会計、監査及び簿記のサービス (C P C 八六二*)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>附属書Ⅳの日本国の表1(f)に規定する税務サービス (C P C 八六三*)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>建築サービス (C P C 八六七一)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>エンジニアリング・サービス (C P C 八六七二)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>総合エンジニアリング・サービス (C P C 八六七三)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>都市計画サービス及び景観設計サービス (C P C 八六七四)</p>	<p>制限しない。</p>

<p>電子計算機サービス及び関連のサービス (C P C 八四)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>自然科学及びエンジニアリングの研究及び実験開発のサービス (C P C 八五一〇)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>社会科学及び人文科学の研究及び実験開発のサービス (C P C 八五二〇)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>学際的な研究及び実験開発のサービス (C P C 八五三〇)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>広告を掲載する場所又は広告する時間の販売又は賃貸のサービス (C P C 八七一)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>広告の計画、制作及び掲載のサービス (C P C 八七一二)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>その他の広告サービス (C P C 八七一九)</p>	<p>制限しない。</p>

<p>市場調査及び世論調査のサービス (C P C 八六四〇)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>経営相談サービス (C P C 八六五〇)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>経営相談に関連するサービス (C P C 八六六〇)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>技術試験及び分析サービス (C P C 八六七六)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>エンジニアリングに関連する科学及び技術に係る相談サービス (C P C 八六七五)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理 (C P C 六三三、八八六一―八八六六)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス</p>	<p>制限しない。</p>

<p>(C P C 八七九〇九***)</p>	
<p>翻訳及び通訳のサービス (C P C 八七九〇五)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>専門デザイン・サービス (C P C 八七九〇七)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>ラジオ及びテレビの放送サービス (C P C 七五二四***)</p>	<p>「興行」の在留資格に基づいて認められる活動については、含まない。</p>
<p>建築物に係る総合建設工事 (C P C 五一二)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>土木に係る総合建設工事 (C P C 五一三)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>設置及び組立工事 (C P C 五一四、五一六)</p>	<p>制限しない。</p>

<p>建築物の仕上工事 (C P C 五 一 七)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>その他の建設に関連するサービス 建設用地における建設の準備のための作業 (C P C 五 一 一) 特殊な建設工事 (C P C 五 一 五) 建築物の建設若しくは解体のための設備又は土木工事のための設備の賃貸 サービス(運転者を伴うもの) (C P C 五 一 八)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>成人教育サービス (C P C 九 二 四 * *)</p> <p>その他の教育サービス (C P C 九 二 九 * *)</p>	<p>民間企業における語学指導教育に限る。</p>
<p>汚水サービス (C P C 九 四 〇 一)</p>	<p>制限しない。</p>

<p>廃棄物処理サービス (C P C 九四〇二)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>排気ガス処理サービス (C P C 九四〇四)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>騒音除去サービス (C P C 九四〇五)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>自然及び景観の保護サービス (C P C 九四〇六)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>その他の環境保護サービス (C P C 九四〇九)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>旅行業サービス (C P C 七四七一)</p>	<p>制限しない。</p>
<p>観光客の案内サービス</p>	<p>制限しない。</p>

(C P C 七四七二)

## 附属書八―C 自然人の商用目的での移動に関する了解

入国及び一時的な滞在に関連する手続上の約束

1 両締約国は、この協定におけるそれぞれの約束に基づく入国及び一時的な滞在のための申請の処理が行政上の良い慣行に従って行われることを確保すべきである。この目的のため、

(a) 両締約国は、権限のある当局が入国及び一時的な滞在のための申請の処理について徴収する手数料が、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は設立若しくは運営を不当に妨げ、又は遅らせないことを確保する。

(b) 短期の訪問者の商用目的での入国及び一時的な滞在（注）の許可を申請するために申請者に要求される文書については、収集される目的に応じたものとすべきである。ただし、権限のある当局の裁量に従うことを条件とする。

注 英国は、第八・二十七条に規定する短期の商用訪問者については約束しない。

(c) 入国及び一時的な滞在の許可のための不備のない申請については、できる限り速やかに処理する。

(d) 締約国の権限のある当局は、申請者からの妥当な要請に応じて、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供するよう努める。

(e) 締約国の権限のある当局は、申請を処理するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、当該申請者に対して必要となる追加の情報について不当に遅滞することなく通知するよう努める。

(f) 締約国の権限のある当局は、申請者に対し、申請の結果をその決定を行った後速やかに通知する。締約国の権限のある当局は、申請を承認する場合には、申請者に対して滞在期間その他の関連する条件を通知する。締約国の権限のある当局は、申請を拒否する場合には、要請に応じ、又は自己の発意により、利用可能なあらゆる審査又は上訴の手續に関する情報を申請者が入手可能なものとする。

(g) 両締約国は、電子的な手段により申請を受理し、処理するよう努める。

#### 企業内転勤者について適用される手續上の追加的な約束

2 英国の権限のある当局は、実行可能な範囲内で、自国の関係法令に基づく通知のための手續に従い、できる限り速やかに、遅くとも不備のない申請が提出された日から九十日以内に、企業内転勤者の入国及び一時的な滞在又はその更新の申請に関する決定を行い、申請者に対してその決定を書面により通知する。

英国の権限のある当局は、当該決定を九十日以内に行うことが実行可能でない場合には、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

3 日本国の権限のある当局は、実行可能な範囲内で、不備のない申請が提出された後又は該当する場合には4に定義する入国査証を求める申請に先立つ入国及び一時的な滞在に関連する申請（不備のないものに限る。）が提出された後九十日を超えない期間内に、企業内転勤者の入国査証又は滞在期間の延長許可の申請に関する決定を行い、申請者に対してその決定を書面により通知する。日本国の権限のある当局は、当該決定を九十日以内に行うことが実行可能でない場合には、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

4 この附属書の規定の適用上、「入国査証を求める申請に先立つ入国及び一時的な滞在に関連する申請」とは、在留資格認定証明書を求める申請をいう。在留資格認定証明書が発給される日から申請者が入国査証を求める日までの期間は、3に定める九十日を超えない期間には含まれない。

5 権限のある当局は、申請のための情報又は書類に不備がある場合には、申請者に対して必要となる追加の情報について合理的な期間内に通知し、及び当該情報を提供する合理的な期限を定めるよう努める。2

及び3に定める期間については、権限のある当局が当該情報を受領するまで停止する。

送還及び再入国に関する協力

6 両締約国は、1から5までの規定によって促進された自然人の移動により、締約国の入国及び一時的な滞在に関する規則に違反して当該締約国に滞在する自然人の送還及び再入国に関する十分な協力が必要とされることを認識する。

附属書十 政府調達

第一編 第十・二条に規定する政府調達協定の関連規定

第一条（定義）の規定

第二条（適用範囲）の規定

第三条（安全保障のための例外及び一般的例外）の規定

第四条（一般原則）の規定

第六条（調達制度に関する情報）の規定

第七条（公示）の規定

第八条（参加のための条件）の規定

第九条（供給者の資格の審査）の規定

第十条（技術仕様及び入札説明書）の規定

第十一条（期間）の規定

第十二条（交渉）の規定

第十三条（限定入札）の規定

第十四条（電子オークション）の規定

第十五条（入札書の取扱い及び落札）の規定

第十六条（調達に関する情報の透明性） 1 から 3 までの規定

第十七条（情報の開示）の規定

第十八条（国内の審査のための手続）の規定

## 第二編 適用範囲

（第A節は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

### 第B節 日本国

第十章の規定は、第十・二条及び第十・三条の規定に従い、政府調達協定附属書 I の日本国の付表の規定の適用を受ける調達に加え、この節の規定の適用を受ける調達（2 に規定する機関であつて、2 において特定する特別の規則の適用を受けるものによる調達を除く。）について適用する。

政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表1から付表7までに規定する注釈は、この節に別段の定めがある場合を除くほか、この節の規定の適用を受ける調達についても適用する。

1 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2（地方政府の機関）に関連する調達

第十章の規定は、政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に掲げる機関による調達に加え、次の調達について適用する。

(a) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表4から付表6までにおいて特定する物品及びサービスの熊本市による調達。当該調達についての基準額は、同附属書の日本国の付表2に定める基準額とする。

(b) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表4から付表6までにおいて特定する物品及びサービスの地方独立行政法人による調達。当該調達についての基準額は、同附属書の日本国の付表2に定める基準額とする。

(b)の規定に関する注釈

日本国政府は、この(b)の地方独立行政法人による約束の実施を確保するため、地方公共団体と連携して、日本国の法令に基づいて措置をとる。

この(b)の規定の適用上、「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の適用を受ける地方独立行政法人であつて、政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に掲げる一の機関又は熊本市が同法に基づいて設立したものをいう。

この(b)の規定の適用を受ける地方独立行政法人であつて、二千十八年二月一日の時点のものの表を、参考のため、次に掲げる。

- (1) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
- (2) 北海道公立大学法人札幌医科大学
- (3) 地方独立行政法人青森県産業技術センター
- (4) 公立大学法人青森県立保健大学
- (5) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター
- (6) 公立大学法人岩手県立大学
- (7) 地方独立行政法人宮城県立こども病院
- (8) 地方独立行政法人宮城県立病院機構

- (9) 公立大学法人宮城大学
- (10) 公立大学法人国際教養大学
- (11) 地方独立行政法人秋田県立療育機構
- (12) 地方独立行政法人秋田県立病院機構
- (13) 公立大学法人秋田県立大学
- (14) 山形県公立大学法人
- (15) 公立大学法人山形県立保健医療大学
- (16) 公立大学法人福島県立医科大学
- (17) 公立大学法人会津大学
- (18) 地方独立行政法人栃木県立がんセンター
- (19) 公立大学法人埼玉県立大学
- (20) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
- (21) 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

- (22) 公立大学法人首都大学東京
- (23) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
- (24) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構
- (25) 公立大学法人新潟県立看護大学
- (26) 公立大学法人新潟県立大学
- (27) 公立大学法人富山県立大学
- (28) 石川県公立大学法人
- (29) 公立大学法人福井県立大学
- (30) 地方独立行政法人山梨県立病院機構
- (31) 公立大学法人山梨県立大学
- (32) 地方独立行政法人長野県立病院機構
- (33) 公立大学法人岐阜県立看護大学
- (34) 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター

- (35) 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
- (36) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
- (37) 地方独立行政法人静岡県立病院機構
- (38) 静岡県公立大学法人
- (39) 公立大学法人静岡文化芸術大学
- (40) 愛知県公立大学法人
- (41) 公立大学法人三重県立看護大学
- (42) 地方独立行政法人三重県立総合医療センター
- (43) 公立大学法人滋賀県立大学
- (44) 京都市公立大学法人
- (45) 地方独立行政法人大阪府立病院機構
- (46) 公立大学法人大阪府立大学
- (47) 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

- (48) 公立大学法人兵庫県立大学
- (49) 公立大学法人奈良県立医科大学
- (50) 地方独立行政法人奈良県立病院機構
- (51) 公立大学法人奈良県立大学
- (52) 公立大学法人和歌山県立医科大学
- (53) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
- (54) 公立大学法人島根県立大学
- (55) 公立大学法人岡山県立大学
- (56) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
- (57) 公立大学法人県立広島大学
- (58) 地方独立行政法人山口県立病院機構
- (59) 地方独立行政法人山口県産業技術センター
- (60) 公立大学法人山口県立大学

- (61) 地方独立行政法人徳島県鳴門病院
- (62) 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
- (63) 高知県公立大学法人
- (64) 公立大学法人福岡県立大学
- (65) 公立大学法人福岡女子大学
- (66) 公立大学法人九州歯科大学
- (67) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
- (68) 長崎県公立大学法人
- (69) 公立大学法人熊本県立大学
- (70) 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学
- (71) 公立大学法人大分県立看護科学大学
- (72) 公立大学法人宮崎県立看護大学
- (73) 地方独立行政法人大阪市民病院機構

- (74) 公立大学法人大阪市立大学
- (75) 公立大学法人名古屋市立大学
- (76) 地方独立行政法人京都市立病院機構
- (77) 公立大学法人京都市立芸術大学
- (78) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所
- (79) 公立大学法人横浜市立大学
- (80) 地方独立行政法人神戸市民病院機構
- (81) 公立大学法人神戸市外国語大学
- (82) 公立大学法人北九州市立大学
- (83) 公立大学法人札幌市立大学
- (84) 地方独立行政法人福岡市立病院機構
- (85) 地方独立行政法人広島市立病院機構
- (86) 公立大学法人広島市立大学

- (87) 地方独立行政法人静岡市立静岡病院
- (88) 地方独立行政法人堺市立病院機構
- (89) 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
- (c) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に関する注釈5の規定にかかわらず、発電、送電又は配電に  
 関連する調達であつて、同付表に掲げる地方政府の機関又は熊本市によるものについて、第十章の規定  
 を適用する。当該調達についての基準額は、同付表に定める基準額とする。  
 発電、送電又は配電を行う地方政府の機関であつて、二千十八年二月一日の時点のものの表を、参考  
 のため、次に掲げる。
- (1) 北海道
- (2) 岩手県
- (3) 秋田県
- (4) 山形県
- (5) 栃木県

- (18) 岡山県  
(17) 島根県  
(16) 鳥取県  
(15) 兵庫県  
(14) 京都府  
(13) 三重県  
(12) 長野県  
(11) 山梨県  
(10) 富山県  
(9) 新潟県  
(8) 神奈川県  
(7) 東京都  
(6) 群馬県

- (19) 山口県
- (20) 徳島県
- (21) 愛媛県
- (22) 高知県
- (23) 福岡県
- (24) 熊本県
- (25) 大分県
- (26) 宮崎県
- (27) 横浜市
- (28) 北九州市

1 の規定に関する注釈

政府調達協定附属書 I の日本国の付表 2 及びこの 1 の規定は、二千十八年二月一日の時点の日本国の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市に関連する。

## 2 中核市による調達

日本国の中核市による公開入札を用いた調達に関し、英国の供給者は、現地で設立された供給者に与えられる待遇よりも不利でない待遇（現地で設立された供給者に利用可能な審査のための手続が存在する場合には、当該手続への参加を含む。）を与えられる。第十章に定めるいかなる義務も、日本国の中核市については、適用しない。ただし、この2に定める義務については、この限りでない。

### 2の規定に関する注釈

(a) 「中核市」とは、日本国の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項に規定する市をいう。

(b) この2の規定の適用上、「現地で設立された供給者」とは、日本国の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五の二の規定に従って事業所の所在地に関して資格を有する供給者をいう。

(c) この2の規定の適用を受ける調達については、政府調達協定附属書Iの日本国の付表2（同付表に関する注釈を含む。）に掲げる機関についての物品及びサービスの基準額及び適用範囲と同一のものを適

用する。ただし、運送における運転上の安全に関連する物品及びサービスの調達については、英国の供給者に開放される。

(d) この2の規定は、建設サービス（CPC五一）の調達については、適用しない。

(e) この2の規定の適用上、「英国の供給者」とは、法人については、英国の法人をいう。供給者が第三国又は日本国の自然人又は法人が所有し、又は支配している法人である場合において、当該法人がこの2の規定によって実質的な利益を得、かつ、第十章の規定の目的の達成を阻害することとなるときは、日本国は、当該供給者に対し、この2の規定による利益を否認することができる。この2の規定の適用上、第八・二条(1)から(n)までに規定する定義を適用する。

(f) この2の規定は、日本国の中核市が現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画を策定することを妨げるものではない。

### 3 政府調達協定附属書Iの日本国の付表3（その他の機関）に関連する調達

(a) 政府調達協定附属書Iの日本国の付表3のB群に掲げる機関による物品及びサービスの調達について、次の基準額を適用する。

(i) 物品については、十万特別引出権

(ii) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表5において特定するサービス（建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）については、十万特別引出権

(b) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表3のB群に掲げる機関による調達に加え、同附属書の日本国の付表4から付表6までにおいて特定する物品及びサービスの調達であつて、次に掲げる機関によるものについて、第十章の規定を適用する。

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金
- (2) 独立行政法人情報処理推進機構
- (3) 独立行政法人地域医療機能推進機構
- (4) 独立行政法人自動車事故対策機構
- (5) 独立行政法人空港周辺整備機構
- (6) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

3の規定に関する注釈

(b)に掲げる機関による物品及びサービスの調達について、(a)に定める基準額を適用する。

4 運送における運転上の安全に関連する物品及びサービスの調達

運送における運転上の安全に関連する物品及びサービスの調達に関し、政府調達協定附属書Iの日本国の付表2に掲げる機関による調達であつて、同付表に関する注釈4の規定の適用を受けるもの及び同附属書の日本国の付表3に掲げる機関による調達であつて、同付表に関する注釈3の注aの規定の適用を受けるもの（北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、四国旅客鉄道株式会社及び東京地下鉄株式会社）については、英国の供給者に開放される。

この4の規定の適用上、政府調達協定附属書Iの日本国の付表2に掲げる機関による調達についての基準額は、同付表に定める基準額とし、第一文に規定する五の機関による物品及びサービス（建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）の調達についての基準額は、四十万特別引出権とする。

5 サービス

第十章の規定は、政府調達協定附属書Iの日本国の付表5に掲げるサービスに加え、CPCによって特定される次に掲げるサービスについて適用する。

(a) 政府調達協定附属書Iの日本国の付表1に掲げる機関による調達については、次に掲げるサービス

七五四 電気通信に関連するサービス

八一二 保険（再保険を含む。）及び年金基金サービス（強制加入の社会

保障サービスを除く。）

八七二〇一 管理職あつせんサービス

八七二〇二 事務補助従事者その他の労働者あつせんサービス

八七二〇四 家事手伝い提供サービス

八七二〇五 その他の商業又は工業労働者提供サービス

八七二〇六 看護師提供サービス

八七二〇九 その他の人材提供サービス

八七五〇一 肖像写真サービス

八七五〇二	広告及び関連する写真サービス
八七五〇三	行事の写真サービス
八七五〇五	写真加工サービス
八七五〇六	映像加工サービス（映画及びテレビ産業に関連しないもの）
八七五〇七	写真の修復、複写及び修正サービス
八七五〇九	その他の写真サービス
八七九〇一	信用調査サービス
八七九〇二	回収代行サービス
八七九〇三	電話対応サービス
八七九〇五	翻訳及び通訳サービス
八七九〇六	郵送リスト作成及び郵送サービス
八七九〇七	専門デザイン・サービス

(b) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表２に掲げる機関及び熊本市による調達については、次に掲げる

サービス

六四三

飲料提供サービス

八三一〇六から八三二一〇八まで

農業用機器（運転者を伴わないもの）の賃貸サービス

八三二〇三

家具その他家庭用の器具の賃貸サービス

八三二〇四

娯楽用品の賃貸サービス

八三二〇九

その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス

八六五〇一

一般経営に関する相談サービス

八六五〇二

財務管理に関する相談サービス（事業税に関するものを除く。）

八六五〇三

マーケティング管理に関する相談サービス

八六五〇四

人材管理に関する相談サービス

八六五〇五

生産管理に関する相談サービス

八六五〇九

その他の経営相談サービス

附属書十四―A 地理的表示に関する両締約国の法令

第一編 英国の法令

二千十四年二月二十六日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E U）第二五一・二〇一四号（香味付けぶどう酒産品の定義、説明、提示、ラベル等による表示及び地理的表示の保護に関する規則であつて、閣僚理事会規則（E E C）第一六〇一・九一号を廃止するもの）

二千十三年十二月十七日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E U）第一三〇八・二〇一三号（農産品についての市場の共通体系について定め、並びに閣僚理事会規則（E E C）第九二二・七二号、閣僚理事会規則（E E C）第二三四・七九号、閣僚理事会規則（E C）第一〇三七・二〇〇一号及び閣僚理事会規則（E C）第一二三四・二〇〇七号を廃止するもの）

二千十二年十一月二十一日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E U）第一一五一・二〇一二号（農産品及び食料品の品質に係る制度に関するもの）

二千十九年四月十七日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E U）第二〇一九・七八七号（蒸留酒飲料の定

義、説明、提示及びラベル等による表示、その他の食品の提示及びラベル等による表示における蒸留酒飲料の名称の使用、蒸留酒飲料の地理的表示の保護並びにアルコール飲料における農産品由来のエチルアルコール及び蒸留液の使用に関する規則であつて、閣僚理事会規則（E C）第一一〇・二〇〇八号を廃止するもの）

## 第二編 日本国の法令

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）及び同法に基づいて告示された酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件（平成二十七年国税庁告示第十九号）

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）

附属書十四―B 地理的表示の表（注1、注2）

注1 地理的表示が「Irish Whiskey / Uisce Beatha Eireannach / Irish Whisky」のように表示されている場合には、これらの名称が共に又はそれぞれの名称が単独で使用され得る。

注2 一方の締約国におけるこの附属書に掲げる他方の締約国の地理的表示の保護は、一方の締約国の国内手続の完了を条件とする。両締約国は、両締約国の国内手続が完了し、並びに各締約国が他方の締約国から他方の締約国の国内手続が完了し、及び第十四章第B節第三款の規定に従って地理的表示が保護されることとなるとの通報を受領するまで、他方の締約国の地理的表示を保護する義務を負わない。この注の規定は、この協定の効力発生の日の時点でこの附属書に掲げられている地理的表示についてのみ適用する。

第一編 農産品の地理的表示

第A節 英国（注）

注 この節に掲げる農産品は、二十二年十一月二十一日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第一一五一・二〇一二号（農産品及び食料品の品質に係る制度に関するもの）に従って分類されている。

保護される名称	日本語表記（参考情報）	商品の分類及び概要〔角括弧内は参考情報〕
Scottish Farmed Salmon	スコティッシュ・ファームド・サーモン	生鮮の魚、軟体動物及び甲殻類並びにこれらを原料とする産品〔さけ〕
West Country farmhouse Cheddar cheese (注)	ウエスト・カントリー・ファームハウス・チェダー・チーズ	チーズ〔牛乳のハードチーズ〕
White Stilton cheese / Blue Stilton cheese	ホワイト・ステイルトン・チーズ／ブルー・ステイルトン・チーズ	チーズ〔牛乳のチーズ〕

注 複数の要素から構成される地理的表示「West Country farmhouse Cheddar cheese」の個別の要素「cheddar」の保護は、求められない。

## 第B節 日本国（注）

注 この節に掲げる農産品は、日本国の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）に従って分類されている。

保護される名称	ローマ字表記（参考情報）	商品の分類及び概要〔角括弧内は参考情報〕
あおもりカシス	Aomori Cassis	農産物類〔果実類（すぐり類）〕
但馬牛／但馬ビーフ	Tajima Gyu / Tajima Beef	生鮮肉類〔牛肉〕
神戸ビーフ／神戸肉／神戸牛／ KOBÉ BEEF	Kobe Beef / Kobe Niku / Kobe Gyu	生鮮肉類〔牛肉〕
夕張メロン／YUBARI MELON	Yubari Melon	農産物類〔野菜類（メロン）〕
八女伝統本玉露／Traditional Authentic YAME GYOKURO	Yame Dentou Hongyokuro	農産加工品類〔酒類以外の飲料等類（茶葉）〕
鹿児島島の壺造り黒酢	Kagoshima no Tsubozukuri Kurozu	調味料類〔食酢（米黒酢）〕
くまもとの県産い草／ KUMAMOTO-IGUSA ／ KUMAMOTO-RUSH	Kumamoto Kensan Igusa	工芸農作物類〔繊維用作物（いぐさ）〕

鳥取砂丘 <small>とっとりさきょう</small> ／ 三輪素麵	Tottori Sakyu Rakkyo / Fukube Sakyu Rakkyo	農産物類「野菜類（とっとりさきょう）」
三輪素麵	Miwa Somen	農産加工品類「穀物類加工品類（調理していないそうめん）」
市田柿 <small>いちだかき</small> ／ 加賀丸 <small>かがまる</small>	Ichida Gaki Kaga Maruimo	農産加工品類「果実加工品類（干柿）」 農産物類「野菜類（やまのいも）」
三島馬鈴薯 <small>しみまばれいしょ</small> ／ 下関 <small>しもносゑ</small>	Mishima Bareisho Shimonoseki Fuku	農産物類「野菜類（馬鈴しよ）」 水産物類「魚類（ふぐ）」
能登志賀 <small>のとしか</small> 柿 <small>かき</small> ／ KOROGAKI	Noto Shika Korogaki	農産加工品類「果実加工品類（干柿）」
十勝川西長 <small>とくさか</small> 柿 <small>かき</small> ／ KAWANISHI NAGAIMO	Tokachi Kawanishi Nagaimo	農産物類「野菜類（やまのいも）」

十三湖産大和しじみ／Jusankosan Yamato Shijimi	Jusankosan Yamato Shijimi	水産物類「貝類（しじみ）」
連島うぼ／TURAJIMA GOBOU	Tsurajima Gobou	農産物類「野菜類（うぼ）」
特産松阪牛／TOKUSAN MATSUSAKA USHI	Tokusan Matsusaka Ushi	生鮮肉類「牛肉」
米沢牛／YONEZAWAGYU	Yonezawa Gyu	生鮮肉類「牛肉」
前沢牛／MAESAWA BEEF	Maesawa Gyu	生鮮肉類「牛肉」
くろさき茶豆	Kurosaki Chamame	農産物類「野菜類（えだまめ）」
東根さくらんぼ／HIGASHINE CHERRY	Higashine Sakuranbo	農産物類「果実類（おうとん）」
みやぎサーモン／MIYAGI SALMON	Miyagi Salmon	水産物類「魚類（ぎんぎけ）」

大館とんぶり	Odate Tonburi	農産加工品類「野菜加工品類（加工したほうぎぎの種子）」
大分かぼす	Oita Kabosu	農産物類「果実類（かぼす（かんきつ類）」
すんき	Sunki	農産加工品類「野菜加工品類（赤かぶの葉の漬物）」
田子の浦しらす	Tagonoura Shirasu	水産物類「魚類（しらす）」
万願寺甘とう	Manganji Amataou	農産物類「野菜類（とうがらし（青とう）」
飯沼栗	Iinuma Kuri	農産物類「果実類（くり）」
紀州金山寺味噌	Kisyu Kinzanji Miso	調味料類「みそ」
美東ごぼう	Mitou Gobou	農産物類「野菜類（ごぼう）」
木頭ゆず	Kitou Yuzu	農産物類「果実類（ゆず（かんきつ類）」

上庄さといも	Kamisho Satoinno	農産物類「野菜類(さといも)」
琉球もろみ酢	Ryukyu Moromisu	農産加工品類「酒類以外の飲料等類(もろみ酢)」
若狭小浜小鯛ささ漬	Wakasaobama Kodai Sasazuke	水産加工品類「加工魚介類(たいのささ漬)」
桜島小みかん	Sakurajima Komikan	農産物類「果実類(みかん(かんきつ類))」
岩手野田村荒海ホタテ	Iwatenodamura Araumi Hotate	水産物類「貝類(ほたてがい)」
奥飛騨山之村寒干し大根	Okuhida Yamanomura Kanboshi Daikon	農産加工品類「野菜加工品類(干しだいこん)」
八丁味噌	Hatcho Miso	調味料類「みそ」
堂上蜂屋柿	Dojo Hachiya Gaki	農産加工品類「果実加工品類(干柿)」
小川原湖産大和しじみ／Lake Ogawara Brackish Water Clam	Ogawarako-san Yamato Shijimi	水産物類「貝類(しじみ)」

入善ジャンボ西瓜／NYUZEN JUMBO WATERMELON	Nyuzen Jumbo Suika	農産物類「野菜類（すいか）」
香川小原紅早生みかん	Kagawa Obara Beniwasé Mikan	農産物類「果実類（みかん（かんきつ類）」
宮崎牛／Miyazaki Wagyu／Miyazaki Beef	Miyazaki Gyu	生鮮肉類「牛肉」
近江牛／OMI BEEF	Omi Gyu	生鮮肉類「牛肉」
辺塚だいたい	Hetsuka Daidai	農産物類「果実類（かんきつ類）」
鹿児島黒牛／KAGOSHIMA WAGYU	Kagoshima Kuroushi	生鮮肉類「牛肉」

第二編 ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料の地理的表示

第A節 英国（注）

注 この節に掲げる商品は、二千十二年十一月二十一日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第一一五一・二〇一二号（農産品

及び食料品の品質に係る制度に関するもの)、二千十三年十二月十七日の欧州議会及び閣僚理事会の規則(EU)第一三〇八・二〇一三号(農産品についての市場の共通体系について定め、並びに閣僚理事会規則(EEC)第九二二・七二号、閣僚理事会規則(EEC)第二三四・七九号、閣僚理事会規則(EC)第一〇三七・二〇〇一号及び閣僚理事会規則(EC)第一二三四・二〇〇七号を廃止するもの)、二千十九年四月十七日の欧州議会及び閣僚理事会の規則(EU)第二〇一九・七八七号(蒸留酒飲料の定義、説明、提示及びラベル等による表示、その他の食料品の提示及びラベル等による表示における蒸留酒飲料の名称の使用、蒸留酒飲料の地理的表示の保護並びにアルコール飲料における農産品由来のエチルアルコール及び蒸留液の使用に関する規則であつて、閣僚理事会規則(EC)第一一〇・二〇〇八号を廃止するもの)及び二千十四年二月二十六日の欧州議会及び閣僚理事会の規則(EU)第二五一・二〇一四号(香味付けぶどう酒産品の定義、説明、提示、ラベル等による表示及び地理的表示の保護に関する規則であつて、閣僚理事会規則(EEC)第一六〇一・九一号を廃止するもの)に従つて分類されている。

保護される名称	日本語表記(参考情報)	商品の分類及び概要「角括弧内は参考情報」
Scotch Whisky	スコッチ・ウイスキー	蒸留酒
Irish Cream (注1)	アイリッシュ・クリーム	蒸留酒

<p>Irish Whiskey / Uisce Beatha Eireannach / Irish Whisky (注2)</p>	<p>アイリッシュ・ウイスキー／イッシュ ケ・バハー・エールナック／アイ リッシュ・ウイスキー</p>	<p>蒸留酒</p>
--	---	------------

注1 地理的表示「Irish Cream」は、北アイルランドを含むアイルランド島において生産された対応するリキュールを対象とするものである。

注2 地理的表示「Irish Whiskey / Uisce Beatha Eireannach / Irish Whisky」は、北アイルランドを含むアイルランド島において生産されたウイスキーを対象とするものである。

### 第B節 日本国(注)

注 この節に掲げる商品は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)及び同法に基づいて告示された酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件(平成二十七年国税庁告示第十九号)に従って分類されている。

<p>保護される名称</p>	<p>ローマ字表記(参考情報)</p>	<p>商品の分類及び概要「角括弧内は参考情報」</p>
----------------	---------------------	-----------------------------

壱岐	Iki	蒸留酒
球磨	Kuma	蒸留酒
琉球	Ryukyu	蒸留酒
薩摩	Satsuma	蒸留酒
白山	Hakusan	清酒
山梨	Yamanashi	ぶどう酒
日本酒 (英語への翻訳: Japanese Sake)	Nihonshu	清酒
山形	Yamagata	清酒

## 相互承認に関する議定書

両締約国は、次のとおり協定した。

### 第一条

1 この議定書の適用上、

(a) 「適合性評価手続」とは、製品又は工程が締約国の関係法令及び当該関係法令の運用のための規則（以下「運用規則」という。）に定める関連の技術上の要件を満たすかどうかについて、直接又は間接に決定するための手続をいう。

(b) 「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施する機関をいう。「登録を受けた適合性評価機関」とは、第九条の規定に基づいて登録を受けた適合性評価機関をいう。

(c) 「指定」とは、締約国の指定当局が自国の関係法令及び運用規則に従って行う適合性評価機関の指定をいう。

(d) 「指定当局」とは、一方の締約国の当局であって、他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要

件に基づく適合性評価手続を実施し、並びに一方の締約国の領域に所在する適合性評価機関の指定、監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行う権限を有するものをいう。

(e) 「指定基準」とは、一方の締約国の指定当局による指定を受けるために一方の締約国の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び一方の締約国の指定を受けた一方の締約国の適合性評価機関が当該指定の後に継続して満たすことを要求される他の関連する条件であって、関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(f) 「確認」とは、締約国の権限のある当局が、自国の関係法令及び運用規則に従い、製造施設又は試験施設（以下「施設」という。）が確認基準を満たしていることを確認することをいう。

(g) 「権限のある当局」とは、締約国の当局であって、自国の領域に所在する施設が自国の関係法令及び運用規則に定める確認基準を満たしていることの確認を行うために、当該施設に対する検査又は試験の監査を実施する権限を有するものをいう。

(h) 「確認基準」とは、締約国の権限のある当局による確認を受けるために当該締約国の施設が継続して満たすことを要求される基準であって、関連の分野別附属書に規定する当該締約国の関係法令及び運用

規則に定めるものをいう。

(i) 「検証」とは、監査、検査その他の方法により、適合性評価機関が指定基準を、施設が確認基準をそれぞれ満たしていることを締約国の領域において検証する行為をいう。

(j) 「日ＥＣ相互承認協定」とは、二千一年四月四日にブリュッセルで作成された相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定及びその全ての改正（同協定が英国について効力を有していた時に効力を生じたものに限る。）をいう。

2 この条に別段の定義がある場合を除くほか、この議定書におけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議一七〇〇〇（ＩＳＯ・ＩＥＣ一七〇〇〇）の二千二十年版（「適合性評価に関する用語及び一般原則」）及び国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二卷（ＩＳＯ・ＩＥＣガイド２）の二千四年版（「標準化及び関連する活動に関する一般的用語」）において与えられている意味を有する。

## 第二条

1 一方の締約国は、関連の分野別附属書に規定する自国の関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続であつて、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関が実施するものの結果（適合性について

ての結果の証明書及び表示を含む。)を、この議定書の規定に従って受け入れる。

2 各締約国は、この議定書の規定に従って次のものを受け入れる。

(a) 検証の結果に基づき、かつ、関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める確認基準に従い、他方の締約国の権限のある当局が行う施設の確認

(b) 他方の締約国の確認を受けた施設が作成するデータ

### 第三条

1 この議定書の規定は、適合性評価機関の指定及び製品又は工程の適合性評価手続並びに施設の確認及び施設が作成するデータであって、分野別附属書の規定の対象となるものについて適用する。分野別附属書の規定は、それぞれ、第A部及び第B部から成る。

2 分野別附属書第A部は、特に、対象範囲に関する規定を含む。

3 分野別附属書第B部は、次の事項を定める。

(a) 対象範囲に関する各締約国の関係法令及び運用規則

(b) この議定書の規定の対象となる技術上の要件及び当該要件を満たすための全ての適合性評価手続で

あつてこの議定書の規定の対象となるもの並びに適合性評価機関の指定基準について定める各締約国の関係法令及び運用規則又は施設の確認基準であつてこの議定書の規定の対象となるものについて定める各締約国の関係法令及び運用規則

(c) 指定当局又は権限のある当局の一覧表

#### 第四条

1 一方の締約国は、自国の指定当局が、関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件に基づく適合性評価手続を実施する適合性評価機関の指定、検証その他の監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行うために必要な権限を有することを確保する。

2 各締約国は、自国の権限のある当局が、関連の分野別附属書に規定する自国の関係法令及び運用規則に定める確認基準を施設が満たしていることの確認を行うための施設の検証を自国の関係法令及び運用規則に従つて実施するために必要な権限を有することを確保する。

#### 第五条

- 1 一方の締約国は、登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たすことを、監査、検査、監視その他の適切な方法を通じて確保する。一方の締約国の指定当局は、適合性評価機関の指定基準を適用するに当たり、他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件に関連する適合性評価機関の理解及び経験について考慮を払うべきである。
- 2 各締約国は、確認を受けた施設が関連の分野別附属書に規定する自国の関係法令及び運用規則に定める確認基準を満たすことを、自国の関係法令及び運用規則に従い、かつ、試験の監査、検査、監視その他の適切な方法を通じて確保する。
- 3 一方の締約国は、他方の締約国に対し、登録を受けた適合性評価機関又は確認を受けた施設が関連の分野別附属書に規定する関係法令及び運用規則に定める指定基準又は確認基準をそれぞれ満たしているかどうかについて理由を示した疑義を書面により提示することにより、当該適合性評価機関又は当該施設に対する検証を他方の締約国の法令及び運用規則に従って実施するよう要請することができる。
- 4 一方の締約国は、要請があった場合には、他方の締約国の検証手続についての一方の締約国の継続的な理解を維持するために、他方の締約国の指定当局が行う適合性評価機関の検証又は他方の締約国の権限の

ある当局が行う施設の検証に当該適合性評価機関又は当該施設のそれぞれの事前の同意を得てオブザーバーとして参加することができる。

5 両締約国は、適合性評価機関の指定を行うために使用し、及び登録を受けた適合性評価機関が指定基準を満たすことを確保する方法（第三者の与える保証による方法を含む。）に関する情報並びに確認を受けた施設が確認基準を満たすことを確保する方法に関する情報を、第八条の規定に基づいて設置される相互承認に関する合同委員会が決定する手続に従って交換する。

6 一方の締約国は、自国の登録を受けた適合性評価機関が他方の締約国の適合性評価機関と協力するよう奨励すべきである。

#### 第六条

1 一方の締約国は、自国の指定当局が登録を受けた適合性評価機関の指定の効力を停止した場合には、その旨を直ちに他方の締約国及び相互承認に関する合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録については、その通報を相互承認に関する合同委員会における他方の締約国の共同議長が受領した日から、その効力を停止する。他方の締約国は、効力が停止された時までの間において当該適合性評価機関が実施し

た適合性評価手続の結果を受け入れる。

- 2 一方の締約国は、自国の指定当局が登録を受けた適合性評価機関の指定の効力の停止を解除した場合に、その旨を直ちに他方の締約国及び相互承認に関する合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録の効力の停止については、その通報を相互承認に関する合同委員会における他方の締約国の共同議長が受領した日から解除される。他方の締約国は、登録の効力の停止が解除された日以降において当該適合性評価機関が実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

#### 第七条

- 1 一方の締約国は、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関又は他方の締約国の確認を受けた施設が関連の分野別附属書に規定する関係法令及び運用規則に定める指定基準又は確認基準をそれぞれ満たしていることについて、異議を申し立てることができる。この異議の申立てについては、当該申立ての理由に関する客観的な説明を付して、相互承認に関する合同委員会及び他方の締約国に対して書面により通報する。相互承認に関する合同委員会は、その通報が行われた日の後二十日以内に当該申立てについて討議する。

2 両締約国は、相互承認に関する合同委員会が合同検証を実施することを決定した場合には、異議の申立ての対象となった適合性評価機関を指定した指定当局の参加及び当該適合性評価機関の事前の同意を得て、適時に合同検証を行う。相互承認に関する合同委員会は、できる限り速やかに問題を解決するため、当該合同検証の結果について討議する。

3 異議の申立ての対象となった適合性評価機関の登録については、当該申立ての通報が行われた日の後十五日の日又は相互承認に関する合同委員会が登録の効力の停止を決定する日のうちいずれか早い方の日から相互承認に関する合同委員会が当該適合性評価機関の登録の効力の停止の解除を決定する時までの間、その効力を停止する。登録の効力が停止された場合であっても、異議の申立てを行った締約国は、登録の効力を停止された日までの間において当該適合性評価機関が実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

4 相互承認に関する合同委員会は、施設についての異議の申立てに関する問題をできる限り速やかに解決するため、締約国又は両締約国がとる措置について決定する。

5 4に規定する異議の申立てを行った一方の締約国は、相互承認に関する合同委員会における他方の締約

国の共同議長が1に規定する通報を受領した日から相互承認に関する合同委員会が別段の決定を行う日までの間においては、当該申立ての対象となった施設の確認の受入れ及び当該施設が作成したデータの受入れを義務付けられるものではない。

## 第八条

1 この議定書の規定の効果的な運用について責任を負う機関として、両締約国の代表から成る相互承認に関する合同委員会をこの議定書の適用の日に設置する。

2 相互承認に関する合同委員会は、コンセンサス方式により決定を行い、及び勧告を採択する。相互承認に関する合同委員会は、いずれかの締約国の要請により、両締約国の共同議長の下で会合する。相互承認に関する合同委員会は、小委員会を設置し、及び当該小委員会に対して特定の任務を委任することができる。相互承認に関する合同委員会は、その手続規則を採択する。

3 相互承認に関する合同委員会は、この議定書の規定の運用に関する全ての事項を検討することができる。相互承認に関する合同委員会は、特に、次の事項について責任を負い、及び決定する。

(a) 適合性評価機関の登録、登録の効力の停止、登録の効力の停止の解除及び登録の取消し

- (b) 登録を受けた適合性評価機関及び確認を受けた施設の一覧表を分野ごとに作成し、別段の決定を行う場合を除くほか、これを公表すること。
  - (c) この議定書に定める情報の交換を行うための適切な方法の確立
  - (d) 前条2及び次条1(c)に規定する合同検証を実施するための各締約国の専門家の任命
- 4 両締約国は、この議定書の規定の解釈又は適用において問題が生じた場合には、相互承認に関する合同委員会を通じて友好的な解決を図るよう努める。
- 5 相互承認に関する合同委員会は、新たな分野別附属書についての交渉の調整及び促進について責任を負う。
- 6 一方の締約国は、少なくとも毎年、他方の締約国及び相互承認に関する合同委員会に対し、確認を受けた施設の一覧表を提供する。
- 7 相互承認に関する合同委員会が行う決定については、書面により各締約国に速やかに通報する。
- 8 両締約国は、相互承認に関する合同委員会を通じて、次のことを行う。
- (a) 分野別附属書に規定する関係法令及び運用規則のうち、この議定書に関連する条項又は附属書を特定

し、相互に通報すること。

(b) 分野別附属書に規定する関係法令及び運用規則の実施に関する情報を交換すること。

(c) この議定書に関連する法令及び運用規則について予定される変更を、当該変更の効力発生の前に相互に通報すること。

(d) 指定当局、権限のある当局、登録を受けた適合性評価機関及び確認を受けた施設について予定される変更を相互に通報すること。

9 相互承認に関する合同委員会は、1から8までの規定の適用を妨げることなく、この議定書の適用の日  
に、日E C相互承認協定に関して日本国及び欧州共同体又は欧州共同体を承継する機関が作成した文書  
(共同宣言、交換公文及び日E C相互承認協定に基づいて設置された合同委員会の決定を含む。)であつ  
て両締約国が適当と認めるものを、必要な変更を加えた上で受け入れることを決定する。

## 第九条

1 適合性評価機関の登録には、次の手続を適用する。

(a) 一方の締約国は、自国の指定当局による指定を受けた自国の適合性評価機関をこの議定書の規定に

従って登録することを、必要な書類を付した書面を提出することにより、他方の締約国及び相互承認に関する合同委員会に提案する。

(b) 他方の締約国は、提案の対象となった適合性評価機関が関連の分野別附属書に規定する自国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしているかどうかについて検討し、並びに当該適合性評価機関の登録についての自国の立場を(a)の規定による提案の受領から九十日以内に表明する。他方の締約国は、当該提案の対象となった適合性評価機関が当該指定基準を満たしている旨の推定の下にこの検討を行うべきである。相互承認に関する合同委員会は、当該提案の対象となった適合性評価機関を登録するかどうかについて当該提案の受領から九十日以内に決定する。

(c) 相互承認に関する合同委員会は、提案の対象となった適合性評価機関の登録を決定することができない場合には、当該適合性評価機関の事前の同意を得て当該適合性評価機関に対する合同検証を実施すること又は当該提案を行った一方の締約国が当該適合性評価機関に対する検証を実施するよう要請することを決定することができる。相互承認に関する合同委員会は、当該合同検証又は当該検証が終了した後、当該提案を再検討することができる。

2 適合性評価機関の登録の提案を行う締約国は、その提案において次の情報を提供し、常にこれを最新のものとす。

- (a) 当該適合性評価機関の名称及び住所
  - (b) 当該適合性評価機関による評価の対象である製品又は工程
  - (c) 当該適合性評価機関が実施する適合性評価手続
  - (d) 当該適合性評価機関が指定基準を満たす旨の決定に際して用いた指定手続及び必要とした情報
- 3 1及び2の規定にかかわらず、相互承認に関する合同委員会は、日EC相互承認協定に従って適合性評価機関として登録されていた両締約国の適合性評価機関であつて両締約国が適当と認めるものを、この議定書の適用の日に、適合性評価機関として登録することを決定する。
- 4 一方の締約国は、自国の登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと自国の指定当局が認める場合には、自国の指定当局が当該適合性評価機関の指定を取り消すことを確保する。

5 一方の締約国は、自国の適合性評価機関が関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び

運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと一方の締約国が認める場合又は自国の指定当局が自国の適合性評価機関の指定を取り消す場合には、当該適合性評価機関の登録の取消しを相互承認に関する合同委員会及び他方の締約国に提案する。当該適合性評価機関の登録は、相互承認に関する合同委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、相互承認に関する合同委員会における他方の締約国の共同議長がその提案を受領した時に取り消される。

6 一方の締約国の適合性評価機関が新たに登録を受けた場合には、他方の締約国は、当該適合性評価機関が登録を受けた日以降に実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。一方の締約国の適合性評価機関の登録が取り消された場合であっても、他方の締約国は、第六条1及び第七条3の規定の適用を妨げることなく、当該適合性評価機関が登録を取り消された時までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

## 第十条

1 この議定書のいかなる規定も、締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

- 2 (a) 一方の締約国の権限のある当局は、(b)の規定により決定される緊急の必要性が生じた場合において、他方の締約国の製造施設の確認及び当該製造施設が作成したデータを引き続き第二条2の規定により受け入れるかどうかを決定するため、他方の締約国及び当該製造施設の同意を得ること並びに他方の締約国の求めがあるときは他方の締約国の権限のある当局の職員が同行することを条件として、当該製造施設を訪問することができる。その訪問は、他方の締約国の法令に反しない態様で、かつ、(b)の規定により決定される方法により行われる。一方の締約国は、自国の権限のある当局が当該訪問に関連して入手した情報については、この(a)に規定する目的に限ってこれを使用する。
- (b) 相互承認に関する合同委員会は、関連の分野別附属書の規定に従って行われる準備作業として、(a)に規定する緊急の必要性の定義及び訪問の方法を決定する。

### 第十一条

- 1 この議定書のいかなる規定も、第二条2の規定の適用を妨げることなく、両締約国の任意規格又は強制規格を相互に受け入れることを求めるものではない。
- 2 この議定書のいかなる規定も、第三国の適合性評価手続の結果を受け入れる義務を締約国に課するもの

と解してはならない。

3 この議定書のいかなる規定も、貿易の技術的障害に関する協定及び貿易関連知的所有権協定を含む世界貿易機関設立協定の加盟国として各締約国が有する権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

#### 第十二条

締約国は、自国の法令により開示が義務付けられる場合を除くほか、この議定書の下で秘密として入手した情報を開示してはならない。

#### 第十三条

1 この議定書の規定は、この協定の規定であつて次に掲げるものの対象とならない。

- (a) 第一・五条及び第一・六条の規定
- (b) 第十七章の規定
- (c) 第二十・三条の規定
- (d) 第二十二章の規定

- (e) 第二十三章の規定
- (f) 第二十四・二条の規定
- (g) 附属書二―C第十八条1の規定
- 2 この議定書の規定とこの協定の他の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、この議定書の規定が優先する。

#### 第十四条

- 1 この議定書の分野別附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。
- 2 分野別附属書第A部の規定とこの議定書の第一条から前条までの規定とが抵触する場合には、分野別附属書第A部の規定が優先する。
- 3 (a) 各分野別附属書第A部1の対象範囲に関する規定は、両締約国が(b)の第一文の規定に従ってこの議定書を改正することなしに変更してはならない。
- (b) この議定書は、両締約国間の合意により改正することができる。もつとも、分野別附属書第B部に規定する関係法令及び運用規則又は指定当局若しくは権限のある当局の変更のみに係る改正については、

自国の関係する国内手続に従い両締約国の政府間の外交上の公文の交換を行うことにより、これを行うことができる。

4 締約国は、同一の対象製品に関係する新たな又は追加的な適合性評価手続であつて、関連の分野別附属書に規定する関係法令及び運用規則に定める技術上の要件を満たすためのものを導入する場合には、3 (b) の第二文に定める手続に従い、当該新たな又は追加的な適合性評価手続について定める関係法令及び運用規則を規定するために当該分野別附属書の第B部を改正する。

#### 第十五条

第二十四・三条の規定の適用を妨げることなく、両締約国の政府は、この協定の効力発生の日前にいつでも、外交上の公文の交換により、両締約国の政府が合意する日までこの議定書を適用しないことを決定することができる。当該日については、両締約国の政府間の外交上の公文の交換によって特定する。

#### 第十六条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この議定書の適用を終止する意思を書面により通告することができる。この議定書は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、他方の締約国によるその通告

の受領の日の後六箇月で適用されなくなる。

## 通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書

### 第A部 対象範囲

1 この分野別附属書の規定は、第B部第一節に規定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める通信端末機器及び無線機器であつて、当該各締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となる全てのものに関する適合性評価手続について適用する。

2 第B部にいう「改正」には、次のことを含むものと了解する。

(a) 締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b) 締約国が第B部に規定する自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(c) 締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則

に組み込むこと。

第B部

第一節 通信端末機器及び無線機器について定める関係法令及び運用規則

<p>英国</p> <p>一 二千一十七年無線機器規則（S I二〇一七・一二〇六）及びその改正</p> <p>二 純粹有線通信端末機器に關し、二千一十六年電磁両立性規則（S I二〇一六・一〇九二）及びその改正</p>	<p>日本国</p> <p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正</p> <p>二 端末機器の技術基準適合認定等に關する規則（平成十六年總務省令第十五号）及びその改正</p> <p>三 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及びその改正</p> <p>四 特定無線設備の技術基準適合証明等に關する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正</p>
--	--

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続について定める関係法令及び運用規則

<p>英国</p>	<p>日本国</p>
-----------	------------

第三節 指定当局

<p>英国</p>	<p>英国</p>
<p>ビジネス・エネルギー・産業戦略省又はこれを承継する当局</p>	<p>二千十七年無線機器規則（S I二〇一七・一二〇六）及びその改正に關し、 総務省又はこれを承継する当局</p>

<p>一 二千十七年無線機器規則（S I二〇一七・一二〇六）及びその改正 二 二千十六年電磁両立性規則（S I二〇一六・一〇九一）及びその改正</p>	<p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正 二 端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）及びその改正 三 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）及びその改正 四 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及びその改正 五 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）及びその改正 六 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正</p>
---	---

二十六年電磁両立性規則（S I二〇一六・一〇九一）及びその改正に関し、  
総務省又はこれを承継する当局  
経済産業省又はこれを承継する当局

#### 第四節 指定基準について定める関係法令及び運用規則

英国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準

日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において英国が適用する基準

一 二千十七年無線機器規則（S I二〇一七・一二〇六）及びその改正

一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正

二 二十六年電磁両立性規則（S I二〇一六・一〇九一）及びその改正

二 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）及びその改正

三 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及びその改正

四 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正

## 電気製品に関する分野別附属書

### 第A部 対象範囲

1 この分野別附属書の規定は、第B部第一節に規定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める電気製品であつて、当該各締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となる全てのものに  
関する適合性評価手続について適用する。

2 第B部にいう「改正」には、次のことを含むものと了解する。

(a) 締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合に  
おいて、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b) 締約国が第B部に規定する自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わ  
る新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わな  
い。

(c) 締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則

に組み込むこと。

第B部

第一節 電気製品について定める関係法令及び運用規則

<p>英国</p>	<p>二千十六年電磁両立性規則（S I二〇一六・一〇九二）及びその改正</p>	<p>日本国</p>	<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正 二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正</p>
-----------	---	------------	---

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続について定める関係法令及び運用規則

<p>英国</p>	<p>二千十六年電磁両立性規則（S I二〇一六・一〇九二）及びその改正</p>	<p>日本国</p>	<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正 二 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正</p>
-----------	---	------------	--

### 第三節 指定当局

	<p>三 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）及びその改正</p> <p>四 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（二〇一三〇六〇五商局第三号）及びその改正</p>
--	--

英国

ビジネス・エネルギー・産業戦略省又はこれを承継する当局

日本国

経済産業省又はこれを承継する当局

### 第四節 指定基準について定める関係法令及び運用規則

<p>英国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準</p> <p>二千十六年電磁両立性規則（S I 二〇一六・一〇九一）及びその改正</p>	<p>日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において英国が適用する基準</p> <p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正</p>
---	---

三 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第  
八十四号）及びその改正

化学品に係る優良試験所基準（GLP）に関する分野別附属書

第A部

1 この分野別附属書の規定は、次のものについて適用する。

(a) 第B部第一節に規定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める化学品（化学物質であるか製剤であるかを問わない。）について行う試験に関する優良試験所基準（以下「GLP」という。）原則を試験施設が満たしていることの確認

(b) 確認を受けた試験施設が作成するデータの受入れ

2 (a) この分野別附属書の規定の適用上、

(i) 「確認基準」とは、第B部第三節に規定する各締約国の関係法令及び運用規則に定めるGLP原則であって、千九百九十七年十一月二十六日付けのOECD理事会決定C（九七）一八六（最終）に よって改正された千九百八十一年五月十二日付けのOECD理事会決定C（八一）三〇（最終）附属書IIに合致しているものをいう。

- (ii) 「検証」とは、第B部第三節に規定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める試験の監査、検査その他の手続であつて、千九百九十五年三月九日付けのOECD理事会決定C(九五)八(最終)によつて改正された千九百八十九年十月二日付けのOECD理事会決定・勧告C(八九)八七(最終)（特にその附属書I及び附属書II）に合致しているものにより、試験施設がGLP原則を満たしていることを監視することをいう。
- (b) この議定書に別段の定義がある場合を除くほか、この分野別附属書の規定におけるいずれの用語も、千九百八十一年五月十二日付けのOECD理事会決定C(八一)三〇(最終) 附属書IIに含まれる「OECDのGLP原則」、千九百八十九年十月二日付けのOECD理事会決定・勧告C(八九)八七(最終) 附属書Iに含まれる「GLP遵守状況監視手続のための指針」及びGLPコンセンサス文書「屋外試験へのGLP原則の適用」（GLP原則及びGLP遵守状況監視に関するOECD文書第六卷）並びにこれらの改正において与えられている意味を有する。
- (c) 第B部にいう「改正」には、次のことを含むものと了解する。
- (i) 締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合

において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(ii) 締約国が第B部に規定する自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(iii) 締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み込むこと。

3 両締約国は、第B部第三節に規定する関係法令及び運用規則を改正するに当たって、OECDの関連する決定及び勧告との整合性を維持する必要性に考慮を払うべきである。

4 一方の締約国は、第二条2の規定に関し、千九百九十五年三月九日付けのOECD理事会決定C（九

五）八（最終）によって改正された千九百八十九年十月二日付けのOECD理事会決定・勧告C（八九）

八七（最終）に合致している両締約国のGLP遵守状況監視制度が相互に同等であることを考慮しつつ、

他方の締約国の権限のある当局による試験施設の確認を受け入れるとともに、当該確認を受けた試験施設が特定の試験項目に関して作成したデータを、GLP原則を満たしていることについての確認を与えた自

国の試験施設が作成したデータと同等のものとして受け入れる。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件とする。

(a) 第B部第三節に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に従って他方の締約国の権限のある当局が発行した試験施設のGLP遵守状況に関する証明書又はこれに代わる文書が、データに添付されていること。

(b) データの作成が行われた試験が、両締約国において、それぞれの関係法令及び運用規則に従い、GLP原則の適用対象となっていること。

5 (a) 第八条3及び6に規定する確認を受けた試験施設の一覧表は、合意される適切な様式で作成され、かつ、次の情報を含むものとする。

- (i) 試験施設の名称及び住所
- (ii) 検証又は確認の日付
- (iii) GLP遵守状況
- (iv) 千九百八十九年十月二日付けのOECD理事会決定・勧告C(八九)八七(最終)附属書IIIの付録

#### の4に掲げる専門分野

(b) 一方の締約国は、他方の締約国の理由を示した要請があった場合には、確認を受けた試験施設に関する追加的な情報を、可能な限りにおいて他方の締約国に提供する。

(c) 一方の締約国は、確認を受けた試験施設がG L P原則を満たしていないことが判明したときは、当該試験施設に係る証明書の取消しに関する情報を、遅滞なく他方の締約国に伝達する。

6 (a) 一方の締約国は、他方の締約国に対し、試験がG L P原則に従って行われたかどうかについて理由を示した疑義を書面により提示することにより、確認を受けた試験施設に対する検査又は試験の監査を他方の締約国の関係法令及び運用規則に従って更に実施するよう要請を行うことができる。

(b) 要請を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、検査若しくは試験の監査の結果を通報し、又は検査若しくは試験の監査を実施しなかった理由を説明する。

(c) 要請を行った締約国は、当該要請を行った日から、要請を受けた締約国の権限のある当局が更に実施する検査又は試験の監査の結果により試験施設がG L P原則を満たしていることが改めて確認されるまでの間においては、当該試験施設が作成したデータの受入れを義務付けられるものではない。

(d) 例外的な状況において、疑義が残り、かつ、要請を行った締約国が特定の懸念についてその正当性を証明することができるときには、要請を行った締約国は、試験施設が確認基準を満たしていることにつき、第七条の規定に従って異議を申し立てることができる。

第B部

第一節 GLP原則による試験の対象となる化学品の範囲を定める関係法令及び運用規則

<p>英国</p>	<p>一 医薬品に関し、 二千十二年人用医薬品規則（S I二〇二二・一九一六）及びその改正</p> <p>二 動物用医薬品に関し、 二千十三年動物用医薬品規則（S I二〇一三・二〇三三）及びその改正</p> <p>三 植物防疫製品に関し、 (a) 二千十一年植物防疫製品規則及びその改正 (b) 二千十一年植物防疫製品規則（北アイルランド）及びその改正</p>
<p>日本国</p>	<p>一 医薬品に関し、 (a) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）及びその改正 (b) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）及びその改正</p> <p>二 動物用医薬品に関し、 (a) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）及びその改正 (b) 動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第</p>

四 バイオサイドに関し、  
化学品（健康及び安全）及び遺伝子改変生物（拡散防止措置の下での利用）（欧州連合離脱）規則二〇一九及びその改正

五 飼料添加物に関し、  
動物用飼料に使用される添加物に関する二千三年九月二十二日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E C）第一八三一・二〇〇三号及び英国法によるその改正

六 新規及び既存の化学品に関し、  
化学品（健康及び安全）及び遺伝子改変生物（拡散防止措置の下での利用）（欧州連合離脱）規則二〇一九及びその改正

七 食品添加物に関し、  
食品添加物に関する二千八年十二月十六日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E C）第一三三三・二〇〇八号及び英国法によるその改正

八 化粧品に関し、  
化粧品に関する二千九年十一月三十日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E C）第一二二三・二〇〇九号及び英国法によるその改正

百七号）及びその改正

三 農薬に関し、

(a) 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）及びその改正  
(b) 特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成三十年農林水産省令第七十六号）及びその改正

四 飼料添加物に関し、

(a) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）及びその改正  
(b) 飼料添加物の評価基準の制定について（平成四年四畜A第二百一号）及びその改正

五 工業用化学物質に関し、  
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）及びその改正

六 労働者の健康保護のために規制の対象とする化学物質に関し、

(a) 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及びその改正  
(b) 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及びその改正  
(c) 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）及びその改正

第二節 権限のある当局

<p>英国</p>	<p>全てに関し、 保健社会省（医薬品医療製品規制庁）又はこれを承継する当局</p>
<p>日本国</p>	<p>医薬品に関し、 厚生労働省又はこれを承継する当局 動物用医薬品に関し、 農林水産省又はこれを承継する当局 農薬に関し、 農林水産省又はこれを承継する当局 飼料添加物に関し、 農林水産省又はこれを承継する当局 工業用化学物質に関し、 厚生労働省又はこれを承継する当局 経済産業省又はこれを承継する当局 環境省又はこれを承継する当局 労働者の健康保護のために規制の対象とする化学物質に関し、 厚生労働省又はこれを承継する当局</p>

第三節 GLP原則、検証及び確認について定める関係法令及び運用規則

<p>英国</p>	<p>日本国</p>
<p>千九百九十九年優良試験所基準規則（S I一九九九・三二〇六）及びその改正</p>	<p>一 医薬品に関し、          (a) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）及びその改正          (b) 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十一号）及びその改正          (c) 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売承認申請等の際に添付すべき医薬品、医療機器及び再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験に係る資料の取扱い等について（平成二十六年薬食審査発一一二一第九号・薬食機参発一一二一第十三号）及びその改正          (d) 厚生労働省が実施する医薬品GLP実地調査に係る実施要領について（平成十七年薬食審査発第〇八〇五〇〇三号）及びその改正</p> <p>二 動物用医薬品に関し、          (a) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）及びその改正          (b) 動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基</p>

準に関する省令（平成九年農林水産省令第七十四号）及びその改正

(c) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて（平成十二年十二畜A第七百二十九号）及びその改正

三 農薬に関し、

(a) 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）及びその改正

(b) 特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成三十年農林水産省令第七十六号）及びその改正

(c) 特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第五条から第十九条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について（平成三十年三十消安第四千二百十五号）及びその改正

四 飼料添加物に関し、

(a) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）及びその改正

(b) 飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について（昭和六十三年六十三畜A第三千三十九号）及びその改正

(c) 飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく査察実施要領の制定について（平成二年元畜A第三千四百四十一号）及びその改正

五 工業用化学物質に関し、

- (a) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）及びその改正
- (b) 新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（平成二十二年厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号）及びその改正
- (c) 新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第一条第二項、第三条及び第五条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験（平成二十三年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第五号）及びその改正
- (d) 新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について（平成二十三年薬食発〇三三一第八号・平成二三・〇三・二九製局第六号・環保企発第一一〇三三・一〇一〇号）及びその改正
- (e) 新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて（平成二十三年薬食発〇三三一第九号・平成二三・〇三・二九製局第七号・環保企発第一一〇三三一〇一一号）及びその改正

六 労働者の健康保護のために規制の対象とする化学物質に関し、

- (a) 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及びその改正
- (b) 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二

- 号)及びその改正
- (c) 労働安全衛生規則第三十四条の三第二項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準(昭和六十三年労働省告示第七十六号)及びその改正
  - (d) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令、ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令及び有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について(昭和六十三年基発第六百二号)及びその改正
  - (e) 試験施設等に関する安衛法GLP適合確認要領の制定について(平成元年基発第百二十三号)及びその改正

医薬品に係る優良製造所基準（GMP）に関する分野別附属書

第A部

1 この分野別附属書の規定は、次のものについて適用する。

- (a) 第B部第一節に規定する各締約国の関係法令及び運用規則に従って両締約国の優良製造所基準（以下「GMP」という。）要件が適用される医薬品を製造する施設が当該GMP要件を満たしていることの  
確認

(b) 確認を受けた製造施設が作成するデータ（確認を受けた製造施設がこの第A部の規定に従って発行する証明書をいう。）の受入れ

2 (a) この分野別附属書の規定の適用上、

- (i) 「確認基準」とは、GMP要件をいう。  
(ii) 「GMP」とは、品質保証の一部であつて、医薬品を、その意図する使用のために適切とされ、かつ、関係する医薬品の販売についての承認又はその仕様において必要とされる品質基準に従って一貫

して製造し、及び管理することを確保するものをいう。

- (iii) 「検査」とは、製造施設が関係医薬品の販売についての承認又はその仕様における要件その他のGMP要件を満たして運営されているかどうかを決定するために当該製造施設に対して行われる実地の評価をいう。この検査は、第B部第二節に規定する権限のある当局により、同部第一節に規定する関係法令及び運用規則に従って行われるものであり、販売についての承認前に行う検査であるか当該承認後に行う検査であるかを問わない。

- (iv) 「医薬品」とは、第B部第一節に規定する日本国の関係法令及び運用規則に定める人用に業として製造される医薬品並びに同節に規定する英国の関係法令及び運用規則に定める人用に業として製造される医薬品及び中間生成物をいう。

この「医薬品」には、治験薬、有効成分、化学的及び生物学的医薬品、免疫学的製剤、放射性医薬品、人の血液又は血漿しよゆうから生成される安定的な医薬品並びに適切な場合にはビタミン、ミネラル及び薬草を含めることができる。

- (b) 第B部にいう「改正」には、次のことを含むものと了解する。

(i) 締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(ii) 締約国が第B部に規定する自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(iii) 締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み込むこと。

3 この議定書の規定は、日本国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十三条に規定する検定及び英国の二千十二年人用医薬品規則の規則六〇Aに規定するバッチの出荷管理についての相互承認を対象とするものではない。

4 一方の締約国は、第二条2の規定に関し、両締約国のGMP要件が相互に同等であることを考慮しつつ、その販売についての承認が発出され、又はその仕様が関係する医薬品について、他方の締約国の権限のある当局による製造施設の確認を受け入れるとともに、第B部第一節に規定する自国の関係法令及び運

用規則に従って、医薬品が当該承認又は当該仕様に適合していることについて当該確認を受けた製造施設がバッチごとに発行する証明書を受け入れるものとし、また、輸入業者がバッチごとに行う試験については、これを免除する。ただし、次の(a)から(c)までの要件を満たすことを条件とする。

(a) 当該証明書が、当該確認を受けた製造施設により、完全な品質分析、全ての有効成分の量的な分析及び他の全ての試験又は点検の結果に基づいて発行されたものであること。

(b) 当該医薬品がGMP要件を満たして製造された旨の申告を当該証明書が伴っていること。

(c) 当該証明書の対象である医薬品に関して、両締約国が同等のGMP要件を適用していること。

5 確認を受けた製造施設が輸出用医薬品の各バッチごとに発行する4に規定する証明書においては、第B部第一節に規定する各締約国の関係法令及び運用規則により当該医薬品の製造のために必要とされる試験を実施し、その結果、当該バッチが輸入締約国の当該医薬品の製造についての承認又はその仕様における要件に即して製造されたことが証明される旨を記載するものとする。

6 9に規定する準備作業の進捗状況及びこの分野別附属書の規定の運用を特に監視するため、相互承認に関する合同委員会に小委員会を設立する。小委員会は、相互承認に関する合同委員会に報告を行う。

- 7 (a) 両締約国は、特に、次の事項について情報を交換する。
- (i) 特定の医薬品又は医薬品群に関する GMP
  - (ii) 新たな技術上の指針又は検査手続
  - (iii) 品質上の欠陥、バッチの回収、偽造その他の品質に関する問題
  - (iv) 製造についての承認の効力の停止又はその取消し
- (b) 両締約国は、この分野別附属書の特定の目的を実現するため、相互承認に関する合同委員会の小委員会を通じ、詳細な緊急通報手続に合意する。
- (c) 特定の医薬品又は医薬品群に関する GMP が相互に同等であるかどうかについては、相互承認に関する合同委員会の小委員会が作成する手続に従って調整する。
- (d) 第八条 6 の規定にかかわらず、一方の締約国は、自国の確認を受けた製造施設の一覧表を、相互承認に関する合同委員会が決定する頻度で他方の締約国及び相互承認に関する合同委員会に提供する。
- (e) 一方の締約国は、他方の締約国の理由を示した要請があった場合には、確認を受けた製造施設に関する最新の検査の報告の写しを、当該要請の日から三十日以内に他方の締約国に提供する。当該要請を受

けた締約国は、追加的な検査を実施する場合には、当該追加的な検査の報告の写しを、当該要請の日から六十日以内に当該要請を行った締約国に提供する。一方の締約国は、検査の報告の提供を受けた後においても他方の締約国の製造施設がGMP要件を満たしているかどうかについて引き続き重大な懸念を有する場合には、当該製造施設に対する更なる検査を実施するよう他方の締約国に要請することができ

る。

(f) 一方の締約国の権限のある当局は、輸出業者、輸入業者又は他方の締約国の権限のある当局の要請があった場合には、一方の締約国の領域に所在する製造施設について次の事項を確認するものとする。

- (i) 第B部第一節に規定する一方の締約国の関係法令及び運用規則に従って医薬品を製造するための適切な許可を受けていること。
- (ii) 権限のある当局により定期的に検査を受けていること。
- (iii) 一方の締約国のGMP要件であつて、両締約国が相互に同等であると認めるものを満たしていること。

8 輸出締約国は、第五条2の規定に関し、製造施設が第B部第一節に規定する自国の関係法令及び運用規

則に定めるGMP要件を満たしていることを確保するため、自国の関係法令及び運用規則に従って製造施設に対し定期的に検査を実施する。

9 (a) GMP要件が相互に同等であることが確認されていない医薬品に関し、第二条、第四条、第五条、第七条及び第十条2(a)の規定であつてこの分野別附属書の規定に関連するもの並びにこの分野別附属書の規定（6及び7(b)並びにこの9の規定を除く。）については、両締約国が準備作業を完了したことを相互に確認する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日まで、適用しない。

(b) 両締約国は、(a)の準備作業において、相互承認に関する合同委員会を通じ、GMP要件が相互に同等であること及びGMP要件を実施することを改めて確認する。相互承認に関する合同委員会は、この分野別附属書の規定の実施に関する詳細な手続を決定する。

## 第B部

第一節 医薬品の範囲、医薬品に関するGMP要件、検証及び確認について定める関係法令及び運用規則

英国

日本国

二千十二年人用医薬品規則（S I 二〇二二・一九一六）及びその改正

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）及びその改正
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）及びその改正
- 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）及びその改正
- 四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）及びその改正
- 五 薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）及びその改正
- 六 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十九号）及びその改正

第二節 権限のある当局

英国	医薬品医療製品規制庁又はこれを承継する当局
日本国	厚生労働省又はこれを承継する当局